

—

を持つて運転をしているわけでありま

われます。

卷之三

考えられるのでありますて、その上

の免責事由をどこまで認めるかといふ

きないことになりますので、あとで出ま十枚冊が一冊二七つで後書き後助

して、普通の人がそこに過失があったということを立証することは非常にむずかしい。それは、直接には被害者の保護といふことではありませんが、さらに進んで申

の、こえた部分についてでは何か何らかの措置をとる必要があるのでない。」

ことかござります。この法案では、一
条一項ただし書きにおきまして、「東

ます政府が十七条によって災害救助を行なうことになるわけであります。

事故が起つた場合にはその証拠とい
うものもなくなる危険があるわけであ
りまして、立証の証拠が残らない危険
もある。そういう点からしてやはり民
法では困るだろう。そこで各國とも特
別の無過失責任の立法を設けているの
であります。

しますと、もしその保護が万全に保たれないと、原子力政策を推進する上に大きな障害が生じるであろう。これは、民衆の協力が得られない。あるいは、不安であって、原子炉の設置に反対運動が起こるというようなことが考えられますので、原子力産業を推進するという政策をとる以上は、どう

かという問題が起きて参ります。なお、この無過失責任を設けました場合には、その責任を一定の限度で打ち切るという、責任制限の問題が出て参ります。各国の法案を見ますと、責任保険で引き受けられる限度か、あるいはその上の、国が補償義務を負う限度のところで、事業者の責任を打ち切る規定がなされています。

常に巨大な天災地変又は社会的動乱等のものを免責事由としてあげておられます。この点は、ともかく原子炉のように非常に大きな損害が起こる危険のある場合には、今までのところかかる予想し得るようなものは全部予想して、原子炉の設定その他の措置をしなければならない。従つて、普通の、いわゆる「常識」によれば、原子炉は必ずや危険である。

さらに、この責任についての第二の問題といたしましては、いわゆる書作代集中の問題がござります。これは四条と五条の関係であります。たとえばいわゆる供給者——いろいろな施設の部品を供給した者、そのほかその設計をした者であるとか、労務を提供した者というような、広い意味での原子力事業者と二つ、(1)品質による責任と(2)

その無過失責任の根拠と申しますと、普通は「危険責任」ということと報償責任。危険責任の方は、危険なものを管理する者は、そこからしても無過失責任を認めなければならなくなるだろうというように思われるのであります。

切っているのであります。これが国では、今までも、無過失責任制度を作った場合に、そういう責任制限の規定を置いていないのであります。無過失

わゆる不抵抗力といわれるものは、一
て、広く免責を認める必要はないわけ
であります。むしろ今まで予想され
ものについては万全の措置を講じて、

供給者といふことになるわけでありますが、その供給者については責任を免除いたしまして、責任を、原子力事業者を作りたてて協力した者が全部

生じた損害に対し責任を負うといふことになります。報償責任という方は、その事業から利益を得た者は、その利益によって賠償すべきであるということになりますが、この原子力災害の場合には、そのうちの危険責任といふことからして、無過失責任が認められた。で、原子力災害はまれだといわれておりますけれども、起るときには非常に巨額の損害が生じる。危険性が非常に大きいわけであります。その危險責任による過失責任を認めるということは、被害者の保護のためにまず第一に必要でありますが、そのことは、損害が起つたときに賠償をするということのほかに、それを予防するという、予防的な効果も持つだらう。つまり、損害が起つて全部賠償しなければならないということになれば、初めから非常に注意をして、そもそも損害が起らないよう予防的な措置も構するであろうことが期待されるわけでありまして、その点において、無過失責任をとる意味があると思

と、その裏打ちとしまして、どうしても責任保険を強制して、それで裏づけをするということが必要になります。つまり、無過失責任を認めて、加害者に賠償資力がなければ、これは画にかいたもののようなもので、実効力がない。そこで、責任保険によってその裏づけをするということが必要になるわけです。

さらには、事業者の立場から考えましても、自分の企業の破産、破滅を救うためには、あらかじめ責任保険によつて、そういうことのないようにはかつておく必要がある。その、加害者の自衛手段ということと、被害者の完全な保護という両面において、責任保険制度が要請されるわけであります。

ところで、原子力災害の場合には、この責任保険について、現在では、一定の限度があるということが一つの大いな問題であります。現在では、わが国では、五十億円までしか保険では引き受けられないということになり、しかも、それ以上の損害が生ずる危険も

責任をしょわされる上に、限度がないことになると、事業者に気の毒な場合が出てくるわけであります。立法論としては、無過失責任を認めた場合には、責任制限の規定を置くべきだということも、十分考えられる。私も、置いた方がいいのではないかと思つておりますが、今度の法案では、保険でできた穴には、国が補償契約を結んで補償する。それから五十億円をこえる部分については、国が援助の措置をとるということになつておりますので、実際には、原子力事業者が無過失責任で大きな損害を引き受けといふことは、あまりなくなるつもりだらうと思うのです。そういう点で、責任制限の規定を置かなくても、非常にいけないとは言えないのですが、理屈としては、責任制限を置くことも、立法論として考えられるだらうと思われます。

以上が、無過失責任を認める根拠及びそれに関する問題でござりますが、第二の問題といたしまして、その場合

そこから生じた損害は全部賠償され、という態勢が必要であります。そこまでで、たとえばここでいう「巨大な大震災」、「地変」ということの解釈をいたしましても、よくわが国では地震が問題になりますが、今まで出てきたわが国固有の大の地震にはもちろん耐え得るものでなければならない。さらにそれから、今後も、今までの最大限度を超えるような地震が起ることもあり得るわけですから、そこにさらに余裕を置いて、簡単に言いますと、関東大震災の二倍あるいは三倍程度のものには耐え得るような、そういう原子炉を安全に保らなければならぬ。逆に言いますと、そこまでは免責事由にならないのでありますし、もう人間の想像を越えるような非常に大きな天災地変がおこった場合にだけ、初めて免責を認めてやるということになると思われます。そういう意味で、これが「異常に巨大な」という形容詞を使ってているのは適当な限定方法ではないだろうかと思われます。これは、結局保険ではカバーして

者に集中するというやり方をとっております。この点は、どうしてそういう必要があるかと申しますと、責任保険との関係が非常に重要でありまして、もしあくまで供給者に責任が認められるということになれば、各人が責任保険をつけまして自衛手段を講じなければならなくなる。ところが、そういたしましたと、責任保険の重複という問題が出て参りまして、保険の限度額が少なくて済むわけではありません。そこで保険の技術といたまでは、なるべく責任を最後の事業者のところに集中しまして、そこでまとめに保険をつけるということにするのが適当であります。この責任の集中といふことは、そのほかに被害者たる一般公衆が損害賠償を請求する場合に、だれに請求していいかということが明確になる。かりに事業者のほかに供給者にも課せられるということになると、その関係が複雑になるわけであります。

す。さらにまた原子力事業の育成といふことを考えますと、供給者が安んじて供給ができるようにしてやる必要があるわけでありまして、そうでなければ原子力事業に協力する者が少なくななる危険がある。そこで原則として供給者の責任を免除してやるということが必要になります。

そういういろいろな理由から、責任の集中ということが、これは各国で問題になっておりまして、集中している国が多いわけであります。結局経済的に考えますと、責任の集中ということは、その責任保険の保険料をだれが払うかという問題になるわけです。つまり供給者に責任が負わせられるとすれば、責任者が保険料を負担しなければならない。ところが事業者とということになれば、事業者が全部保険料を負担して責任保険をつける。そのコスト、供給のコストという点を考えますと、供給者がつけた責任保険料は当然供給代金の中に含まれるわけでありまして、それを代金の形で事業者が払うのか、それとも保険料の形で保険会社に事業者が払うのかというような、保険料の負担をどういう形で事業者に思われるか、それが損をする結果になります。ただ原子力災害の場合には、責任保険の限度をこえる場合があるものですから、その場合には責任を負わされた者が損をするのではないか。そうだとすれば、技術的に最も明確な責任集中ということにしておくのがいいだろうというように思われます。

なお、五条では責任の集中に対する除外例を設けておりまして、第三者の故意、過失の場合、それから供給者側の故意の場合というのを例外にしておられます。これは性質上やむを得ない例外だと思われます。なお、この五条の二項では求償権についての特約を認めています。なお、求償といいますのは、あくまで第三者である公衆に被害が起つた場合の損害負担についての求償でありまして、供給者と原子力事業者との間の、売主と買主の関係の間の、二人の間の責任の問題はこれには別になるわけあります。いわゆる売主の担保責任というような問題がありまして、たとえば事業者がどこかの供給にミスがあつたために自分の財産である原子炉に損害を受けたというような場合には、これは民法の一般原則によることになるわけであります。その場合に特約がなければ、免責の特約がなければ、原子力事業者が供給者に求償できるということになりますけれども、その点は普通おそらく特約を設けていくのではないかということが予想されます。

以上申しましたのがこの法律における民法の特則でありまして、今申します以外の点は民法の原則によることになります。たとえば人身損害と財産的損害と両方を賠償するのでありますが、これはそのほか慰藉料の賠償はどうするか、あるいは汚染された地域からの立のきによる賠償は、一体損害賠償の因果関係の中に当然含まれるかどうかというような問題があるわけです。これが民法の一般原則によって、いわゆる相当因果関係内の損害は全部賠償する。今あげた例は全部賠償の中

引きという問題もあるわけですが、これはおそらく原子力災害の場合には、実際にほとんど起らない問題であります。さらにまた時効の問題がございますが、民法の七百二十四条の規定で、損害が起こったことを知つてから三年、それから不法行為のときから二十年という時効の期間が設けられていますが、これもそのまま適用されますが、これもそのまま適用される。なお、国の補償契約の方では、十年までに請求のあった分については保険で持つけれども、十年以後の分については國が補償契約で持つという規定がござりますけれども、これは民法の時効の範囲内の問題でありまして、二十年たつてから出てきたものには、この補償契約でも責任を負うことはないわけであります。そういう意味で、民法の三年、二十年という時効がここにも適用される。あるいはまたいわゆる連帯責任という問題で、東海村にある原子炉が、違う事業者に属する原子炉の二つから事故が生じたというような場合には、連帯責任という、七百十九条の供同不法行為の問題が起りますが、それも民法の原則によって連帯責任を負うということになります。そういうわけで、あとは全部民法によるわけであります。

○参考人(金沢良雄君) 金沢でござります。
ただいま加藤先生から非常に詳細に要領よくお話をございましたので、いわゆる民法との関係あるいは損害賠償法案の骨子というようなものはおわかれりになつたかと思いますが、「専、私いたしましては、この法案の大体の仕組みがわれわれの考えに対してもういうような受け入れ方になつてゐるか」という点を中心て一般的に申し上げてみたいと思います。
そもそもこの原子力損害につきまして特別の賠償あるいは補償措置といふものが必要になつてきたのはどういうことかということをごぞいます。そこでは原子力災害というものの特殊性に基づくのではないかと思われます。それは一つには、めったに起こらないけれども、起つたら大へんだということなんですね。ほかの災害と違いますところは、それが相当広範に、めったに起らなければれども万一起つた場合には相当広範に及ぶだろう、またその災害の性質が後発性を持っているというようなことから、損害額が非常に多くなるのではないかということなんですね。こういう特殊性のために原子力の平和利用というものを促進するということになりますと、容易にその促進が行なわれにくく、つまりしり込みする。そのしり込みをなるべくさせないようになりますと、容易にその促進ができるわけになります。しかも第三者の災害を促進しつつ、しかも第三者の災害を十分に補てんする、これがこういう特別の措置を講ずる必要が生じてきたり根本的な理由になるだらうと思うのでござります。

でありますように、結局被害者の保護を十分にはかるということと、原子力の平和利用を促進するというこの二つの目的をどのように調和させてゆくか、というところに法案の、あるいはこういう原子力損害補償制度のねらいが置かれなければならない。そこでしからばどういう方法でそういう目的を調和させ、かつ達成してゆくかということでおざいます。ですが、その点につきましては、一般的に見まして、各國の例その他を見まして、大体三つの基本線ができるものは、保険制度を利用してこれを見まして、まず保険によつてカバーされる。一つは、まず保険によって能力とは保険にはその保険の引き受け能力と、いうものが今日現実にあるわけでござりますから、もし保険がすべてやつてくれるならばこれに越したことはないのですけれども、そうでない場合には、ここに何らかの形で国家的措置といふものが出てくる必要があるので、あるいは原子力の事業の推進といふとのために、従来の民事責任に対しても特例を設ける必要があるということをございまして、結局民事責任——先ほど来加藤先生からのお話のございました民事責任に対する特例ということと、保険、それから國家の措置と、この三つが一体となって、それそれに補いながらこの補償体制を確立してゆくということが望ましい、これが一般的な原子力損害賠償措置のいわば形式といいますか、基本ラインということをおきますが、根本的な線をおきましておこまでこの法案を見ますと、大体

參議院

次に、北海道大学教授金沢良雄君。

私の関連いたしました民法の分野では、大体ただいま申し上げたようなところをございまして、これで私の口述を一応終わらせていただきます。

従つてこの法案の目的にも掲げられ

補いながらこの補償体制を確立していくことが望ましい、これが一般的な原子力損害賠償措置のいわば形式といいますか、基本ラインということがあります。が言えると思うのでございます。

は、今申し上げましたような線に沿つてこれができる。基本的にはそういったいわば三位一体的な形でこの法案がでておるということにつきましては、私どもも異存がないのでござります。ただそのままであります。そこにはやはり日本の場合のいろいろの考え方なりが出て、ほかの例と比べまして若干の相違が生じておるということは言えると思います。

保険の点は、これは保険は保険の引き受け能力ということが問題になるわけで、結局この法案におきましても、賠償措置五十億ということは、結局そ

の保険能力に見合つておきめになつてゐることかと思いますので、この点は一応問題はなかろうかと思います。

次に、民事責任の特例でございますが、この点につきましては、あるいは国家措置といふことも含めましても

思ひます。しかし、こういう点につきましては、先ほど申しましたように、

基本的には原子力損害賠償制度として考えられるべき線に沿つておりますけれども、どちらかといえば、従来の

伝統的な考え方といふものからあまりにかけ離れないようにしてゐる努力がこ

の法案の中には見られるようと思われるのでござります。それはこの法案で

民事責任の特例といふとして、先ほど加藤先生からのお話もありま

たましましては、その反面では責任制限

をする、無過失責任にはするけれども、非常に厳格な責任はするけれども、一定の限度で責任は打ち切るといふ考え方が外國の立法例にも見られることがあります。ところがこの法案で

は、原子力事業者の責任は青天井といふことになつておるわけです。無制限

はやはり從來の伝統的な考え方があ

ることに出てゐるようと思われます。それ

からまた責任集中の点につきましても必ずしも完全な意味での実質的な意

味での責任集中ということでなしに、第五条の求償権、ことに第三者の故

意、過失の場合には求償ができるとい

う形になつております。供給者の場合には故意ということになつております

が、こういうような点は確かに伝統的

な考え方からいたしますと、そうあるべきであるということにならうかとも思ひます。しかし、こういう点につ

きましては、さらに責任集中を実質的にも十分にやつてゆくという必要性が一

方においてはまだあるわけで、先ほど

思ひます。しかし、こういうふうにしてやることをきめる基準にならうかと思われ

ます。しかしそこは政策論になるわけ

で、もし原子力平和利用を十分に促進

していくのだと、う気がまえがはつきりしておるならば、外國の例に見られ

るような國家の措置を積極的に明確に定めていくといふことも必要になるわけ

ではないかと思われるわけでございま

す。

以上で私の申し上げることは終ります。

それから最後に、國の措置でございま

ますが、この点につきまして、外國

の例におきましては、先ほどお話を

ましたように、國が補償する、つまり

法律上の義務として補償する、あるいは法律上明確に一定の限度をこえた場

合には、國がそれを穴埋めするという

ことが明確に定められている例がある

わけでございます。これはやはり原子

力産業、原子力事業あるいは原子力の

平和利用を促進するという政策的な意

圖のもとに、そういう考え方が出でてく

るのであらうかと思われます。この点につきまして、法案の十六条は、御承

知のように、必要な援助を——政府が

この法律の目的を達成するため必要あると認めたときには、賠償措置額をこ

えた場合について必要な援助を行なう

ということになつておるわけです。この

点はもっぱら問題はござりますから、その場合に問題となるのは、第三

者としての労働者が、この原子力損

害賠償のもとに受ける補てんと、損害

を受けられるところの補てんとに差異

がある。この施設の従業者が労災で受

けられる保護が、第三者としての従業

者よりも、あるいは一般的の第三者の保

護よりも低いということがもしかされ

ば、これは何らかの形で是正していく

なければつじつまが合わないといふこと

になると、これは言えると思われます。

ただこの点につきましては、先般のけ

い肺法の改正、この特別措置法の改正

に際しまして、労災法自身が改正せら

れまして、長期療養補償が認められる

ようになつたということで、かなり労

災体系の中で、こういうものについて

おります。

まず第一に、この法案自体が持つて

おります問題、第二番目にこの法律を

施行する、あるいは施行以前にいろん

な点が問題になつてくるわけござい

ます。そういう種類の問題。第三番目

に、これは第三者としての立場から、第

二者の補償に関する問題についての私

の意見。その三つに分けて意見を申し

上げます。

まずその原子炉といつたような、原

子炉の施設が万一事故を起こしまし

て、それが付近に住んでる方たちに御

迷惑をおかけした、そういうような場

合には、これは一体どうなるのか。こ

れはわれわれ原子力に関する研究開発

に従事しておる者にとりまして、前か

らずっと最大の関心事の一つであつた

わけであります。一方地元住民といった

しましては、これは先般原子力発電会

社がコールドホール型原子炉を東海

村に置くという問題が発生しました

が、当時科学技術庁長官であられた中

とはやや趣きを異にする。だからその

第三者に向けられるべきファンダム

をそ

れによって食われるということはでき

ません。私は今加藤先生の方からお話を

ありま

すように、いわゆる原子力研究所

の職員、すなわち第二者としての立場

を持つておる者でございます。しかし

ながら一方私の家族は東海村に住んで

おりまして、そういう意味においては

おられる方もやはり人間なんであつま

すから、その場合に問題となるのは、第

三者としての労働者が、この原子力損

害賠償のもとに受ける補てんと、損害

を受けられるところの補てんとに差異

がある。この施設の従業者が労災で受

けられる保護が、第三者としての従業

者よりも低いということがもしかされ

ば、これは何らかの形で是正していく

なければつじつまが合わないといふこと

になると、これは言えると思われます。

ただこの点につきましては、先般のけ

い肺法の改正、この特別措置法の改正

に際しまして、労災法自身が改正せら

れまして、長期療養補償が認められる

ようになつたということで、かなり労

災体系の中で、こういうものについて

おります。

まず第一に、この法案自体が持つて

おります問題、第二番目にこの法律を

施行する、あるいは施行以前にいろん

な点が問題になつてくるわけござい

ます。そういう種類の問題。第三番目

に、これは第三者としての立場から、第

二者の補償に関する問題についての私

の意見。その三つに分けて意見を申し

上げます。

まず第一に、この法案自体が持つて

おります問題、第二番目にこの法律を

施行する、あるいは施行以前にいろん

な点が問題になつてくるわけござい

ます。そういう種類の問題。第三番目

に、これは第三者としての立場から、第

二者の補償に関する問題についての私

の意見。その三つに分けて意見を申し

上げます。

まず第一に、この法案自体が持つて

おります問題、第二番目にこの法律を

施行する、あるいは施行以前にいろん

な点が問題になつてくるわけござい

ます。そういう種類の問題。第三番目

に、これは第三者としての立場から、第

二者の補償に関する問題についての私

の意見。その三つに分けて意見を申し

上げます。

まず第一に、この法案自体が持つて

おります問題、第二番目にこの法律を

施行する、あるいは施行以前にいろん

な点が問題になつてくるわけござい

ます。そういう種類の問題。第三番目

に、これは第三者としての立場から、第

二者の補償に関する問題についての私

の意見。その三つに分けて意見を申し

上げます。

まず第一に、この法案自体が持つて

おります問題、第二番目にこの法律を

施行する、あるいは施行以前にいろん

な点が問題になつてくるわけござい

ます。そういう種類の問題。第三番目

に、これは第三者としての立場から、第

二者の補償に関する問題についての私

の意見。その三つに分けて意見を申し

上げます。

まず第一に、この法案自体が持つて

おります問題、第二番目にこの法律を

施行する、あるいは施行以前にいろん

な点が問題になつてくるわけござい

ます。そういう種類の問題。第三番目

に、これは第三者としての立場から、第

二者の補償に関する問題についての私

の意見。その三つに分けて意見を申し

上げます。

まず第一に、この法案自体が持つて

おります問題、第二番目にこの法律を

施行する、あるいは施行以前にいろん

な点が問題になつてくるわけござい

ます。そういう種類の問題。第三番目

に、これは第三者としての立場から、第

二者の補償に関する問題についての私

の意見。その三つに分けて意見を申し

上げます。

まず第一に、この法案自体が持つて

おります問題、第二番目にこの法律を

施行する、あるいは施行以前にいろん

な点が問題になつてくるわけござい

ます。そういう種類の問題。第三番目

に、これは第三者としての立場から、第

二者の補償に関する問題についての私

の意見。その三つに分けて意見を申し

上げます。

まず第一に、この法案自体が持つて

おります問題、第二番目にこの法律を

施行する、あるいは施行以前にいろん

な点が問題になつてくるわけござい

ます。そういう種類の問題。第三番目

に、これは第三者としての立場から、第

二者の補償に関する問題についての私

の意見。その三つに分けて意見を申し

上げます。

まず第一に、この法案自体が持つて

おります問題、第二番目にこの法律を

施行する、あるいは施行以前にいろん

な点が問題になつてくるわけござい

ます。そういう種類の問題。第三番目

に、これは第三者としての立場から、第

二者の補償に関する問題についての私

の意見。その三つに分けて意見を申し

上げます。

まず第一に、この法案自体が持つて

おります問題、第二番目にこの法律を

施行する、あるいは施行以前にいろん

な点が問題になつてくるわけござい

ます。そういう種類の問題。第三番目

に、これは第三者としての立場から、第

二者の補償に関する問題についての私

の意見。その三つに分けて意見を申し

上げます。

まず第一に、この法案自体が持つて

おります問題、第二番目にこの法律を

施行する、あるいは施行以前にいろん

な点が問題になつてくるわけござい

ます。そういう種類の問題。第三番目

に、これは第三者としての立場から、第

二者の補償に関する問題についての私

の意見。その三つに分けて意見を申し

上げます。

まず第一に、この法案自体が持つて

おります問題、第二番目にこの法律を

施行する、あるいは施行以前にいろん

な点が問題になつてくるわけござい

ます。そういう種類の問題。第三番目

に、これは第三者としての立場から、第

二者の補償に関する問題についての私

の意見。その三つに分けて意見を申し

上げます。

まず第一に、この法案自体が持つて

おります問題、第二番目にこの法律を

施行する、あるいは施行以前にいろん

な点が問題にな

曾根国務大臣がおいでになられまして、原子力で万一損害が起こった場合には、これは完全に補償するのだといふ約束をなさつたわけです。その約束がございまして、原子力に関する損害補償というものが完全な形で行なわれることを非常に強く希望しておったものでございます。そういう損害補償に関する措置というものが今回おそまきながらこの法案として国会で御審議いただける段階になつたわけです。われわれの手元にもその法案が参りまして、過日来私ども集まりまして慎重に検討させていただいたわけです。そこでわれわれの意見を申し上げますと、はなはだ遺憾ながらこの法案に申しましては失望をしたということを申し上げざるを得ないのです。どういう点でわれわれが失望したかという点をまず以下順を追って御説明申し上げます。

りーとか、いろいろのものがあります。そういうものが火事を起こした場合には、そこから放射能が出て参るわけであります。そういう事故は原子炉の事故と全く同じなんです。それから核燃料物質だけを対象にしておりますが、原研では核燃料物質以外にも放射性物質をたくさん扱っております。放射性物質は何か間違って海に流れ、そしてその辺の魚がだめになつた、そういう場合にはこの法律の適用はないと思います。さらにもう一つ、この法律は原子燃料の核分裂と書いてござります。ですから、もし将来、核融合というものがございますが、そういうものを利用する原子炉ができる開発されると思います。そういうものの損害——そういうものの事故を起こした場合の損害というものは、この法律ではカバーできない。そういう意味でこ

害は、放射線に当たったという因果関係、その因果関係は現在の医学でははつきり出てこない。つまり確率でしか表現できない。それから第三番目に放射線による障害といいものは、何と申しますか、すぐ出てこない。後発性、潜在性という言葉で言っておりまします。これはたとえば広島で原爆に当たった方が最近それが何でもないに突然亡くなられた、そういう事態があつた。それから最もおそろしい放射能の障害は遺伝的障害として現われるんです。最後に放射線障害の特色といたしましては、放射線というものはどんな微量であっても障害を引き起こす可能性があるんです。従つて関係のない人はできるだけ放射線に当たらないようになります。それから障害を引き起こす可能性があるんです。従つて関係のない人はできるだけ放射線に当たらないようになります。しかしそれと並行して、事故が起つた場合に被害者となることが予想される付近の人たちの線量管理と申しておりますが、付近の人たちの何と申しますか、放射線線をどれくらい受けたかということをはかる、それがふだんから行なわれている線に当たつたという事実との間の因果関係が確率でしか表わせないということです。たとえば白血病とか骨ガンとか、なれば、幾ら当たつたかということは本人がわからない。こういうことがあります。それからその障害と放射線に当たつたという事実との間の因果関係が確率でしか表わせないといふことは、これはある人が何か障害を起こす。たとえば白血病とか骨ガンとか、そういう障害を起こした。そうすると、そういう障害を起こした人が以前

において放射能を浴びたという事実がある。そうすると、それはそういうふうである。が、そういう障害を起きたと、その障害を起したら、それは放射能による障害なんだと見なすということ、そういうものの考え方が必要になってくるわけあります。こういう考え方方は今探したところではないわけであります。その点非常に困るわけであります。

で、今人間について申し上げましたのが、土地とか建物とかそういうものが被爆した場合、それを補償しようとすると、障害が起こった場合には、障害が現われる可能性がある地域といふのを前もって放射線管理をしておきませんと、障害が起こった場合どれくらい当たつたかということがさっぱりわからぬ。そういう処置がとられていないと、この法律で補償するということはきても、実際幾ら補償するか、幾らお金を払うかということを算定する段になって非常に困難になってくる。従ってその原子炉の周辺の土地に対する放射線管理がますますこの法律と同時に行なわれること。それから放射線損害が起こった場合に、それが過去において放射線を受けたという実事がある場合は、それは放射線災害であると見なす。この二つのことが、この法律の実効をもたらす、この法律が有効になつて被害者にお金が支払われるということには、どうしてもそういう措置が必要だと思います。それが二番目の問題。

第三番目の問題は、この法律は原子力に関する損害を賠償するということになつておりますが、その中でこれで

カバーしておるのは比較的小な損害ばかりであるということあります。ということはどういうことかと申しますと、この法律で賠償措置額ということで五十億円というお金がきめてござります。この五十億円というお金は科学的な事故想定をやりまして、事故が起つた場合、これこれこれくらいの地域がやられる、そうするとこれくらい補償するためには五十億円要るというふうに計算されてきめられたお金ではない。これは保険会社が引き受けられる最高引受限度額というもので抑えられておるわけです。五十億円という非常に大きいような気がするのであります。実はあまり多い金額ではないのであります。ということは、たとえば東海村、あの辺の土地というものは坪当たり千五百円くらいいたしております。五十億円と申しますと三百万坪でございます。三百萬坪と申しますと、原研の敷地のほぼ三倍、東海村全体の量からいいますと、五分の一からその程度だと思います。その程度の土地を汚染したから買い上げようという金額にしかならない。さらにたとえば東海村には原子力発電会社、それから原子力研究所、原子燃料公社、そういうものが一ぱいあるわけございます。その中でたとえば原子力発電会社が事故を起こしたと仮定いたしますと、そういたしますと、原研は原子力発電会社に対しても同じ原子力事業者ですが、第三者になるわけであります。そうするとどうもその五十億円というものはあまり過当な金額ではないというふ

うに考えております。これにつきまして、この法案が衆議院で科学技術特別委員会で御審議になりましたときに、原子力産業会議の大屋敷参考人でございましたがが、五十億円といふものは、外國の例から見るとなかなかいいところにいっている、英國では五百萬ポンドということで、従つて五十億円といふことでございまして、なかなか数字的によく合っているというお話をありました。しかし英國と日本とは非常に違うのであります。たとえば英國の発電所一つ例をあげて見ますと、パークレーという発電所がございます。その発電所をとつてみると、周囲一マイル以内はゼロであります。五マイル以内で八千四百人であります。東海村は一マイル以内千九百人、五マイル以内五万五千人になつております。つまり事情が違つております。そのまま金額がイコールだということは私は非常に間違つた考え方である、そういうふうに考えております。それからそういうわけで、五十億円というものは必ずしも適當な金額であるとは思われない。

次に、五十億円をこえる損害があつた場合はどうするかということでござります。これは賠償法の第十六条を見ますと、これも賠償法あるいは金沢先生の方からおつしやいましたように国がこれを援助するということになつております。ところが何と申しますか、こういうことを国会あるいは政府の方々の前で申し上げるのは、はなはだ申しわけないのでですが、われわれ被害者になる立場の者から申しますと、援助するということだけ書いてあつて、その内容がどういうことかといふ

は非常におもしろくないという感じがいたすわけあります。その点について先ほど加藤さんの方から、外国の例を御引用になりましたが、たとえばアメリカでございますと、アンダーソン・プライス法というのがござりますが、それによりますと、政府の補償限度額というものは、原子力事業者というものが補償するある一定の額というものがある、それをオーバーするときには政府が補償するということになつてゐるわけですが、その場合の政府の補償限度額というものが五億ドル、千八百億円でございます。その千八百億円までは政府が補償するということになつております。西ドイツあたりを例にとってみますと、五億マルク、四百五十億円までは政府が補償するといふことになっております。イギリスの場合は日本と似ているということになりますが、その場合は補償するといふことをきめてあって、何ぼ補償するかということは国会できめるのだということになつております。つまり日本のようないいささかじやなくて相当程度違ひがあるということを申し上げざるを得ないのであります。

損害であるとみなして、その原子力事業者に政府あるいは保険会社の方も何うという形になつておりますから、原子力事業者自体が免責されてしまますと、これは政府も保険会社の方も何も責任を負つてくれないということは、異常に巨大な天災地変あるいは社会的動乱によつて引き起こされた原子力事故といふものは、だれも責任の負い手がないのだということでござります。何といひますか、これは天災地変だからしようがないというお考えなものかもしれません、天災地変とは申しましても、原子炉というものがなかつたと仮定いたしましたら、原子力事故といふものは起らないのでございます。そういう意味で、原子炉の事故といふものは、これはあくまで人災的なもの、しかも原子炉の周辺の地域の住民といふものは原子炉によつて直接何も利益を得られないのございますから、そういうものの立場から申しますと、はなはだ迷惑千万な天災であるというふうに申し上げざるを得ないのでござります。で何と申しますか、この法律には最初に目的というのが、第三者の保護、原子力事業の健全育成、これが二つの大きな目的になつてゐる。それであまり大きな損害まで原子力事業者に持たせるということは、原子力事業の健全育成ということとどうも相反して工合が悪いということであれば、そういうことをおきめになつた政府において異常に巨大な天災地変による原子力損害といふものは賠償されるということをわれわれは強く要望する次第であります。

施行されます、あるいは施行以前に必
要となる諸問題につき申し上げます。
先ほどこの法律案が実効があつて、
被害者に対して現実に金が払われるた
めには周辺地住民の放射線管理、それ
から被害を受ける可能性のある地域に
対しての放射線の管理、それから事故が
発生したのちに何らかの障害が起こつ
たら、それは放射線障害とみなすのだ
といふこの精神、この三つのものはこ
の法律を実効あらしめるために必要な
三つの柱のようなものであると申し上
げたわけでござります。そのほかにも
事故が起つたときには損害をできる
だけ少なく食いとめる措置というもの
は、これはぜひとも必要でございま
す。ということは、これは事故だとい
うことを見抜いたしまして、それを付
近の民衆に通報する機関、そういうも
のは現在ございません。そういうもの
を至急設置する必要がござります。そ
れから事故が起つたときにやはり逃
げなければなりません。その退避を有
効に指揮する機関、そういうものは現
在ございません。そういうものを至急
整備しなければならぬ。さらに大事な
ことは、こういう機関でござります。
たとえば、事故の認定とかあるいは事
故の通報とか、事故の退避を指揮する
機関とか、あるいは住民の被曝線量及
び健康を管理する機関とか、そういう
ものは單に原子力事業者、原研なりに
まかされたのでは工合が悪いといふこ
とでござります。ということは、原研
とか、原子力事業者はそういう事故を
起こす側でござります。ですから事故
が起こつてなかなか、何といいます
か、そんなことはないと思ひますけれ
ども、なるべく損害は少なくしようと

か、くさいものにはふたをしようといふ傾向があるわけでございます。ですから、そういう機関は原研とか、原子力事業者以外の第三者によって作らなければならぬ、そういうことでござります。これは、第三者によって作らなければならぬ、そういうふうに説明されています。されど、これはたとえば放射線のおそろしさという本を書いたラップという人の言葉によれば、裁判官と被告人は同一人であるような関係に過ぎないからだと、そういうふうに説明されております。そういう関係について申し上げますと、この法律の中で、原子炉損害賠償が起つた場合、そうしてそれに連連して紛争が起つた、それを審査する機関として損害賠償審査会というものを設けております。この法案によりますと、これが科学技術庁の付属機関となつております。ところが科学技術庁と申しますのは、今申しましたように、原子力事業者の側に立つといつては語弊がありますけれども、原子力の開発を推進する側でござります。従つて、厳密な意味では第三者にはならぬ。これをたとえて申しますと、その付属機関に紛争審査会を設けるということは、第三者にとつて著しく公平を欠く措置であるということは、先ほどのととえで申しますと、何といいますか、どちらの子分が裁判官であるというようなのと同じ関係になるわけでございます。以上事故が起つた場合損害ができるだけ少なく食いとめる措置について御説明をなすか、現在原子炉をいろいろ認可するわけであります。

る場合には、種々の安全審査部会がございまして、そこで審査するわけでございます。安全審査にに関する明確な基準、敷地に関する明確な基準ができております。安全審査部会がございまして、そこで審査するわけですが、そういうものができておりません。こういうものは至急作る必要がございます。ということは、そういうものがないままに原子炉はだんだん置かれています。ですから東海村には現在すでに世界に例をみないほどたくさんのお原子炉が集中しつつあるわけでございます。原子炉の安全審査といふものは一基ごとに行なわれるわけであります。だから、それが全体たくさん集まってきたらどういうふうになるかございます。原子炉の安全審査といふことを判断する個所がないのであります。これは敷地安全審査基準というものを置かないことから出てくる必然的な結果であります。そういうもののを作らなければならぬ。それから万一事故が起つたときに、その敷地に人がいなかつたら全然災害が起こらぬわけでございます。そういう意味において、敷地といふものは非常に大きな安全装置になるわけであります。そういう意味において、原子炉の置かれた周辺を整備する、これは整備するという意味にはいろいろございまして、原子炉に対するのが一つの整備であります。それからまわりをグリーン・ベルトにするのも一つの整備であります。われわれは実際に事故を押えるのが一つの整備であります。しかも少ない方へ押えた方がいいじゃないか。そういうふうな措置は有効にとらなければならぬ、そういうふうに考えておられます。

れる場合には、予防的な補償が常にとられなければならない。それがわれわれの考え方の根本的なものでございます。

以下、三つの点に分けまして、第二者のことを申し上げます。

まず第一番に、補償々々という場合に、安全体制が確立されなければならぬということをございます。安全体制を確立いたしますためには、これは先ほど第三者のところで申し上げましたことと全く同じことでございまして、事故に関する監視所を作るとか職員への通報、待避する場合の指揮とか、そういうふうな体制を確立するということが必要なんござります。これは使用者だけにまかしておけませんので、労使双方で選出された委員会からなる機関において十分に検討、対策を講じなければならぬということを考えておるのでござります。しかも、東海村といふところは現在、先ほどちよつと触れましたように、原子炉が世界に例を見ないほど密集しつつある傾向にある。しかもお隣には米軍射撃演習場がございまして、模擬爆弾の投下といふことがときどき行なわれておる。そういうような状況は、非常に安全対策にとりまして好ましくない事例でござります。従つて、これらの問題は至急解決されなければならぬ、そういう工合に考えております。

それから第二番目に、先ほどちよつと話に出ました予防補償という問題でございます。予防補償という考え方方ににつきましては、放射線被曝による障害が発生する以前に、常にそれを予防するため予防補償というものは絶対に必要であるという考え方でござります。

この考え方につきましては、現在原平におきましては、組合側と所側でそれからそれを研究する委員会ができております。現在理事長に答申案を出しておる段階でございます。その内容としてはいたしまして、それで話し合いをいたしました。そうして意見の一致を見ております。現在理事長に答申案を出しておる段階でございます。その内容は、いたしまして、三レム以下の放射線につきましては毎月定額手当を出していただく、それ以上につきましては黙線重に比例した手当を支給されるべきである、そういう内容でござります。

三番目は、万一障害が起こりました場合には、その障害に基づいてその補償は完全補償、完全でなければならぬといふことでございます。で、わゆる労災法の方で規定されております補償には、療養補償それから障害補償その他補償が規定されておるわけでございますが、療養補償はもちろんのことでございまして、その障害補償いか何とかかんとかいうやつの中に放射線障害に関する特殊性が織り込まれてござりますが、障害補償はもろんのことですと、非常にゆっくり出てくるといふこと。それから障害と放射線曝露との因果関係が画一にしか表わせない。それから最後におそろしい影響が遺伝的に現われてくるというような、こういう特殊性が織り込まれていなければなりません。従つて、たとえば、第二種補償というものにつきましても、請求の権利だけは組合に留保する、そういうことになつております。

このような第二者に関します各種の予防補償あるいは各種の補償、こういふものにつきましても、こういうものを考えますホーム・グラウンドと申しますものは、どうも日本については、

原子力のことは後進国であるということとで、外国の先例を取るということが多いわけでございますが、先ほどから何ども申しておりますように、日本は日本なりの特殊性があるということをございまして、そういうことをよく考慮した上で物事を考えていかないと非常に誤った結果になるのじゃないかということを申し上げたいのでござります。

以上をもちまして一応私の意見の開陳を終わります。

○委員長(飼木亨弘君) ありがとうございました。

各参考人の御意見の開陳が終わりましたので、これより質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○吉田法晴君 たくさんあるのですが、なるべく要領よく質問をして行きたいのですが、初めに加藤先生から口述をいただきましたので、あるいは金沢先生にお尋ねすることと関連することがあるかと思いますが、お尋ねしておきたい。

この法律は、最初加藤先生述べられたように、損害賠償についての特則、そうして無過失賠償責任が課せられておる、こういうことですが、民法七百十七条との関連を述べられましたが、事実読んでもちょっと先生の最後のところが少しわかりかねるのでお尋ねをするのですが、その無過失賠償責任を課しても、注意義務は免除されるわけではない、あるいは制裁機能がなくなつたから、注意義務あるいは制裁的機

能というものが見失われるではないか、こういう意見でございました。これはまあこの不可抗力の範囲と関係があると思いますけれども、注意義務とそれからその安全基準というものは関連があると思うのですが、ですから七百七十二条は瑕疵がこれは推定をされるといいますか、あるいは举証責任が転換されている、この原子力損害賠償法では回避義務あるいは灾害の防止義務というものが法律上擬制をされていると、こういう工合に解釈していくものかどうか、まずお尋ねいたしたいのですが。

○参考人(加藤一郎君) 簡単に申し上げますが、七百七十二条の瑕疵についていろいろな考え方があると思うのですが、瑕疵というものは災害が起つた以上瑕疵があるのだというふうに見る考え方もないわけではない、しかし民法全体の建前からしますと、やはり瑕疵というのは、故意、過失という主觀的要件をいわば瑕疵という形で客觀化して、瑕疵があればもう故意、過失は問わないという形にしているように私は思いますので、瑕疵ということは一応証明しなければならない、被害者の方で立証しなければならない、事業災害が起つたから当然瑕疵があるといふのではないのではないかというふうに私は考えております。

それから無過失責任と注意義務との関係でございますが、これは過失責任もとで過失があつては賠償義務を負わざりますから、過失のないようないふうに私は思っておりますが、これは過失責任と責任制限の問題ですが、無過失責任を課するから無限の責任でなくして、責任のある程度の制限をするのは当然じゃないかというような議論があります。

○吉田法晴君 その次は、この無過失責任と責任制限の問題ですが、無過失責任を課するから無限の責任でなくして、責任のある程度の制限をするのは、必ずしも事故がふえるということでも、これは今まで表に現われたというようなことがありますので、必ずしも事故がふえるということでも、これは今まで表に現われたというような事故が起つたという意味で、無過失責任だから責任制限を定める、責任制限が、というのが一般じやないかと思うのです。そういった意味で、無過失責任だから責任制限をしていいという議論には、日本の場合には弊害が起つるのじやないか、現に自動車損害賠償保険を受ける等があるんじやないかという考え方をしますが、その責任制限についてのお考えと、この原子力損害賠償法の考えをお尋ねしたいのです。

○参考人(加藤一郎君) 責任制限といふ考え方には、ほんとうに事業者に全く責めるべき点がないということと、責任を負わしてその事業をつぶしては困るだろうという考えが基礎になつてゐると思うのです。その点については問題が二つあるようになります。一つの責任制限は、かりに設けるとすれば、どの金額の責任制限にするか、この点は今御指摘のありましたように、わが国では低くきめられる危険があるということがございます。たとえば自動車の場合には、五十万円というものが一応責任保険の限度でござります

れるのだから注意したてむだといふことになると、これは注意をみんなどうな気がついて、どうせ賠償はする、賠償はみんな責任保険で払つてもらうといふことで事故がふえるのじやないかとても責任は負はれるということになれば、やはりそもそも事故が起つらなければ、やはりそもそも事故が起つらなければ、それが自然だ

うことです。しかしそれはやはり実際はそうではないので、過失がなくされなかつた小さな事故が保険でカバーされると、それが今まで表に現われたというふうに考えますと、五十億円という保険の限度で責任を制限して、あとは国にまかせるという行き方をいたしますし、これ

が、それをそのままかりに責任制限の方を持っていきますと死んだ場合にもが制限されるかもしらぬが、その辺の関係はどういう工合になるのであります。たとえば自動車事故の場合に無過失責任にして責任保険と結びつけまして、たとえば自動車事故の場合に無過失責任にして責任保険でカバーすると

そういうもので実際に機能的に責任が制限されるかもしらぬが、その辺の関係はどういう工合になるのであります。たとえば原子力損害の場合は、実際日本の場合に企業の存立といふことが理由になつて制限されておる、そするに企業の中には、これは原子力企業ではないかもしませんが、日本の中企業の存立といふものもあり、それから先生の言われるような権利意識の低さとかいろんなものがあって、代替的なものも得やすい云々が、日本の中企業の存立といふものもあり、それから先生の言われるよう

に違憲とは言えないと思うのです。たとえば、いわゆる船が沈没した場合に、船主が荷主に對して損害賠償の義務を負う場合がありますが、その場合に、いわゆる免責委付というのがございまして、船を相手にまかしてしまえば、それで賠償は免かれさせる。それとえば、いわゆる船が沈没した場合に、船主が荷主とが一種の運命共同体たる型でござりますが、それに対して西ドイツやアメリカにつけてはほかの方からもお話をありましたように、國はイギリスあるいはイスのとつていうこともあつて、責任が非常に低く定められる、責任制限が、というの

が一般的ではないかと思うのです。そういふ意味で、無過失責任だから責任制限をしていいという議論には、日本の場合には弊害が起つるのじやないか、現に自動車損害賠償保険を受ける等があるんじやないかといふ考え方をしますが、その責任制限についてのお考えと、この原子力損害賠償法の考えをお尋ねしたいのです。

といつてゐるけれども、性質は、十七条の法律的な責任がなければ性格は救助と同じになります。先ほど農業の農業災害を引き合いに出して、過例ではなかつたかもしませんけれども、これは責任を帰すべきところのない自然災害によるまあ損害ですね。あるいはやはりこれは農民も、一部ですけれども、全額が補償される。もつともそれは低いですがね。そうすると、この場合には、十六条の援助よりももっと低い、何らの基準がない。一般的な災害救助法その他のであります。それで、この場合は、十六条の援助よりもっと低い、何らの基準がない。これは労災について先ほど一柳さんがお話しになつた通りです。そうすると、これが一般的な災害救助その他のでは救助できないものが実際にあります。これは労災について先ほど一柳さんがお話しになつた通りです。その点について災害救助法なり何なりの特則を考えるというか、これは考えられなければならない行政的な措置——法律を含めてじやないかと思うのですが、いかがですか。

○参考人(金沢良雄君) おっしゃる通りだと思います。確かにこういう異常放電線障害が起こるというようなことになりますと、相まあその被害の範囲あるいはその種類というものは複雑多岐にわたつてくるわけで、この十七条といふのは、それの場合の一應の、まあどう申しますか、よりどころをここで示しておるというのにすぎないわけでも、実際問題といつてしましては、あるいは場合によれば特別立法というようなことが必要になる。あるいは年金化といふことが考へられるのじやないかとも

思われるのです。なかつたかもしませんけれども、これは責任を帰すべきところのない自然災害によるまあ損害ですね。あるいはやはりこれは農民も、一部ですけれども、全額が補償される。もつともそれは低いですがね。そうすると、この場合は、十六条の援助よりもっと低い、何らの基準がない。これは労災について先ほど一柳さんがお話しになつた通りです。その点について災害救助法なり何なりの特則を考えるというか、これは考えられなければならない行政的な措置——法律を含めてじやないかと思うのですが、いかがですか。

○吉田法晴君 もう一つは、先ほど論証しにくいという問題がある、この場合には、十六条の援助よりもっと低い、何らの基準がない。これは労災について先ほど一柳さんがお話しになつた通りです。その点について災害救助法なり何なりの特則を考えるというか、これは考えられなければならない行政的な措置——法律を含めてじやないかと思うのですが、いかがですか。

○参考人(金沢良雄君) 御指摘の点は、いかまあ御指摘等もございましたが、そこで、理論上は直接損害についても間接損害についても、これはその責任の範囲に入る、こういわれますが、あなたのお書きになつたものにもなし

が五十億あるいはそれから先は援助です。それを直接損害、間接損害、あるいは精神的な損害、それから先ほど一柳さんから話がございましたが、その援助を加えて、その直接損害、間接損害の全部をカバーできないの

と、基金でも作らなければこの災害について十分の救済はできないのじやないか、青天井というが、完全の救済ができるのじやないか、こういう感じがするのですが、その点いかがであります。

○吉田法晴君 もう一つは、先ほど論証しにくいという問題がある、この場合には、十六条の援助よりもっと低い、何らの基準がない。これは労災について先ほど一柳さんがお話しになつた通りです。その点について災害救助法なり何なりの特則を考えるというか、これは考えられなければならない行政的な措置——法律を含めてじやないかと思うのですが、いかがですか。

○参考人(金沢良雄君) おっしゃる通りだと思います。確かにこういう異常放電線障害が起こるというようなことになりますと、相まあその被害の範囲について、その点について災害救助法なり何なりの特則を考えるというか、これは考えられなければならない行政的な措置——法律を含めてじやないかと思うのですが、いかがですか。

○参考人(金沢良雄君) おっしゃる通りだと思います。確かにこういう異常放電線障害が起こるというようなことになりますと、相まあその被害の範囲について、その点について災害救助法なり何なりの特則を考えるというか、これは考えられなければならない行政的な措置——法律を含めてじやないかと思うのですが、いかがですか。

○参考人(金沢良雄君) おっしゃる通りだと思います。確かにこういう異常放電線障害が起こるというようなことになりますと、相まあその被害の範囲について、その点について災害救助法なり何なりの特則を考えるというか、これは考えられなければならない行政的な措置——法律を含めてじやないかと思うのですが、いかがですか。

○参考人(金沢良雄君) おっしゃる通りだと思います。確かにこういう異常放電線障害が起こるというようなことになりますと、相まあその被害の範囲について、その点について災害救助法なり何なりの特則を考えるというか、これは考えられなければならない行政的な措置——法律を含めてじやないかと思うのですが、いかがですか。

○吉田法晴君 まあ行政委員会的なものにすべきだという意見も出されたけでありますから、その程度にいたしますが、専門部会の審議のときにも資金の配分をどうするか、これは場合によれば人間的損害を優先的にするとか、間接的な損害については後順位にするとか、そういう順位をきめる問題、あるいは一人頭的損害について幾らというような自動車損害賠償法のような行き方、そ

ういう行き方も必要ではなかろうかとございまして、外国の立法例その他にはそういう点まで法律で一応チェックしている向きも見受けられるのでござりますが、そういう問題につきましては、この法案の考え方としては、実際問題としてそういう点は事故が発生したときには、原子力委員会は政府にも国会にも報告されるし、また結局原子力委員会といふようなものが中心になりますし、それから長期療養の問題もありますし、それから長期療養補償という問題もあります。それから療養の内容もある。それからあるいは生活保障について十

分であるかどうかという点もございまして、それから長期療養の問題もありますし、それから長期療養補償という問題も、多少具体的にまでなつていないとこもございまして、この際御意見をあわせます。それから療養の内容もある。それからあるいは生活保障について十

分であるかどうかという点もございまして、それから長期療養の問題もありますし、それから長期療養補償という問題も、多少具体的にまでなつていないとこもございまして、この際御意見をあわせます。それから療養の内容もある。それからあるいは生活保障について十

分であるかどうかという点もございまして、それから長期療養の問題もありますし、それから長期療養補償という問題も、多少具体的にまでなつていないとこもございまして、この際御意見をあわせます。それから療養の内容もある。それからあるいは生活保障について十

分であるかどうかという点もございまして、それから長期療養の問題もありますし、それから長期療養補償という問題も、多少具体的にまでなつていないとこもございまして、この際御意見をあわせます。それから療養の内容もある。それからあるいは生活保障について十

す。ですから、こういう点について、労災の取り扱い問題になるかも知れませんが、なお、今後考るべき問題があるうかと思います。それから、先ほど一柳さんのおっしゃいましたように、因果関係の証明が非常にむずかしい。そこで、たとえばフランスの労災でございましたか、たとえば職業病について一定の職場に一定の期間勤務して、そうしてこういう症状が発生すれば、それはそういう因果関係ありとみなして、反証のない限り推定ですね、推定して、その辺は災を発動させるというような考え方もあり得るわけです。ただ日本の場合には、過去の経験がないものだから、十分過去の経験を言わば帰納的に、統計的に資料に基づいて、そういう一定の推定規定、あるいはみなす規定という点については、なお、関係方面でも異論があるよう聞いておりますが、将来はあるいはそういう方法が必要になるかも知れません。

○川上為治君 関連して、今の問題に

関連しまして、金沢先生にちょっと御質問をしたいのですが、この問題、一柳さんの方からいろいろお話を

一般の労災でいい、そうしてこの法律の対象になつていい、第三

者に対するは、この法律の対象になつていて厚く補償をするというような建

子炉以外のものについては、これはこれが、なあ、今後考るべき問題があるうかと思います。それから、先ほど一柳さんのおっしゃいましたように、因果関係の証明が非常にむずかしい。そこで、たとえばフランスの労災でございましたか、たとえば職業病について一定の職場に一定の期間勤務して、そうしてこういう症状が発生すれば、それはそういう因果関係ありとみなして、反証のない限り推定ですね、推定して、その辺は災を発動させるというような考え方もあり得るわけです。ただ日本の場合には、過去の経験がないものだから、十分過去の経験を言わば帰納的に、統計的に資料に基づいて、そういう一定の推定規定、あるいはみなす規定という

点については、なお、関係方面でも異論があるよう聞いておりますが、将来はあるいはそういう方法が必要になるかも知れません。

○参考人(金沢良雄君) 最初の労災、施設の従業員の関係でございますが、こ

れは含まれているものも含めていない

ものもあるわけです。この考え方是非常にむずかしいのでございまして、そ

この施設の従業員はやはり別だ、第三

者とは別のものだという考え方がある

お話をございましたが、私の了解し

ておるところでは、原子燃料物質の原

子核分裂の過程の作用といふものがま

ずあります、または核燃料物質もし

くは核燃料物質によつて汚染された物

の放射線の作用もしくは毒性的な作用に

よるというわけで、これはかなり広い

範囲が含まれておると考えられるわけ

です。たとえば東海村の原研のリニア

ターレなしに、廃棄物処理場か何かで

事故を起こして、そこから放射線物質

が出てたということになった場合も、こ

れは含んでいますと私は解釈しておりますが、この点は念のために政府

の関係において第三者と言ひ切れる

ことを言つておつたのです。つまり

その考え方は逆に言ひますと、施設の

従業員はやはり従業員としての施設と

の関係において第三者と言ひ切れる

い。だからその人たちを補償すること

によって、まあ外國の例ではアップ・リ

ミットを含めたり何かしておりますか

従業員はやはり従業員としての施設と

の関係において第三者と言ひ切れる

い。だからその人たちを補償すること

によって、まあ外國の例ではアップ・リ

ミットを含めたり何かおりますか

従業員はやはり従業員としての施設と

の関係において第三者と言ひ切れる

い。だからその人たちを補償すること

によって、まあ外

申しますと遊離基、あるいは活性物質のものであります。非常に化合力の強いものであります。そういうものになりますと、それがラジカル、フリー・ラジカルと申しますか、つまり遊離基、日本語で申しますと遊離基、あるいは活性物質のものであります。非常に化合力の強いものであります。そういうものになりますと、そうすると、化合度の強いものであります。それがあたりのものと結合していろいろなものができるわけです。そのいろいろなものができるわけですが、そういうふうなものがあるわけですが、その場合には現在の医学では認められない程度の発現をしない場合がある。つまりそういう関係なのであります。その発現しない場合におきましても、まあ何と言いますか、全然平気な場合もありますし、人によつてはえらい違いがありますのですが、全然平気な場合もありますし、何となくかぜを引きやすくなつたとか、あるいは病気に対する抵抗力が減つたとか、あるいは放射線に当たった人の統計を取つてみると、普通の人より寿命が平均して短くなる傾向があるという意味におきまして、放射線に当たりますと微量なるものでも何らかの形で常人とは違つた状態になる。予防補償といふものは常人と異なつた状態になるそれを回復しなければいかぬ回復しきは、それが原因になつて、それが回復するためにはたとえば栄養をよくするのも一つの方法でございます。あるいは何と言ひますか、あまりくよくよくせぬといふのも一つの方法であります。そういう方法を取る。それは将来

予防する、そういう意味の補償でござります。ですから単なる危険手当という概念と少し違っています。つまり何らかの意味において放射線によるダメージがあつたわけです。それが現在の医学では検知されない場合があるから、それは何らかの形で常人とは異なる検知されないという場合といつても、形になる、それらの状態を回復するために手当をする、そういうふうに考えておきます。

のことは妥当だということがわかつたのですが、先ほど一柳さんからお話をうながしていただきたいと思うのですが、たとえばホット・ラボラトリーヴァン・ド・グラーフ、こういったものの問題ですね、こういった急速中性子、こういったものも人体に被害を及ぼしますね、こういったものも、この中に入るのでしょうか。それが一柳参考人のお話には私は非常に同感するところがあるので、参考人の間で……。

○政府委員(杜文吉君) 放射線の作用ということにおきまして、この中に入るというふうに御理解いただきたいと思います。われわれはそういうふうに考えております。

それからまた毒性的作用ということがございますので、これらを摄取し、または吸入することによって人体中毒または続発性を及ぼすのは損害である。ただ先ほど来御議論なさつておりますように、毒性的作用を及ぼしたか及ばないかわからない場合にも、ある一定量を、たとえば放射能の吸収と申しましようか、そういうようなことがあります。があった際にも、なつかつそこに損害が生じたという解釈でございますが、このことにつきましては、われわれの今回提案を申し上げております立法の中には、そのための措置、すなわち予防的措置とおしゃっておりますが、予防的措置については考えておりません。やはり損害という概念でとらえておりますのですから、それがはたして予防的であるか、損害であるかどうかという予防的という考え方はとつておらないということをお答え申し上げます。

でなければ、ただいま第二条にすべてが入るような政府委員の答弁なんですね。まあ一柳さんはそれは違うといつたような顔をされた、おそらくそだだと思います。私はこれは参考人のいる前でなく別のに、時間がないときに伺うのでなくて別の機会に政府委員に伺うべきかもしれませんけれども、参考人の意見書の中に入っているので、ここで伺いたいと思うのですが、これは保険制度によるわけですね。

○委員長(剣木亭弘君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(剣木亭弘君) 速記始めて下さい。

○横山フク君 それではもう一つ参考人に伺いたいのですけれども、立地条件ですね、原子炉が集中されている、これは危険なことは私たちもわかつております。ですから東海村にあまり集中するということはよくないことだとお思つております。でありますので、安全基準審査会にかけて審査する、先ほどお話をのようにまわりの人口問題とか、あるいは敷地の工合や何かを当然参酌すべきだという御意見があつたのです。まことにその通りだと思うのです。私たちが承知しているのは、安全基準審査会でもつて立地条件の中にそれらのことは繊細にした上でもつてきめておると私は伺つておるのですけれども、あの安全基準審査会の立地条件というのではまだあまいと解釈されるのでござりますか。

○参考人(一柳勝昭君) 原子炉の敷地の基準ということでございますが、こいつのようなところには原子炉を置く

てもいい、こういうようなところには原子炉を置いてはいけない、そういう基準が現在まだないのです。

○横山フク君 そうすると、立地条件というのにはそう入ってないということですね。安全基準審査会の立地条件の中にもういった意味の広い意味では入ってなくて、ごく狭い意味での立地条件しか入ってないと解釈されておるわけですか。

○参考人(一柳勝悟君) つまり個々の原子炉につきまして、こういう立地条件だ、こういう立地条件だということはおきめになつて、というより検討なさるわけなんですが、一般的に原子炉というものは、こういう基準のところへは置いてはいかぬ、あるいは一般にこういうところなら置いてもいいと、そういうスタンダードがないといふことを申し上げておきます。

○横山フク君 わかりました。それから先ほどからのお話で労災法の適用や何かの問題について私もよくわかつたのですし、また不満足だと思うのですけれども、現在具体的な例でいつて原研ですね。原研で従業員に対するというか、あそこにいる人たちのいわゆる管理ですね、管理が適当に十二分に行なわれておると――管理が足りないとお話しですが、行なわれておると、いう形に解釈できますかしら、非常にむずかしい言い方だと思うけれども……。

○参考人(一柳勝悟君) それは今おっしゃつたように、非常にむずかしいことなんですが、まあとにかく原研には保健物理部というのがございまして、組織の方に。そしてそこで個人に対する線量の管理というものをやつ

果たして十分であるかどうかということがあります。それからその中で研究室に於ける放射線の管理というのをやつております。しかしながら、それが立場にはないと、事実はそういう研究室で保健物理部という組織があって、そういうものが現状にあるということだけ申し上げさせていただきます。

○横山フク君 もう一つ最後に伺いたいと思うのですけれども、まあこの原子力損害の賠償に関する法律案では、たとえば炉に対するの保険金という形が基準になっているわけですね。でありますので、炉ということが中心になつてゐるということはいえると思います。炉の置かれているところの管理ということで、原研は一應代表的なものになりますけれども、そのほかにも炉についているところは各所にあるわけですね。

そういうところの管理も、私これも伺う筋に入るかどうか少し疑問ながら、あえて伺う形になりますが、まあ横の連絡がおそらくおありになるので、そういう方々から見た角度からいって、そうした炉の置かれているところの管理が原研と同じような形において管理がなされているかどうかということを伺いたいと思うのですけれども……。

○参考人(柳勝悟君) 今日本で動いている原子炉を持っているのは原研だけです。ですから、よそのところではどうなつてあるかということは、ちょっとと申し上げる筋合いじゃないと思うのですけれども、原研につきましては、少なくとも先ほど申し上げました保健物理部というのがあって、われわれのことは一応やってくれております。

ます。しかしながら、まわりの人たちはこのことは原研とは関係ない——関係ないと申し上げますと、はなはだ何といいますか、あれがありますが、まあ關係ないわけで、やっておりません。それでいわゆる野外モニタリングと申しますか、原研の周囲にところどころに移動して、車で引っ張っていくモニタリング車というものがあります。それを持つていて計ったことはあります。しかし、それは住民を保護するといふ建設前で計ったのではございません。これは保健物理部の中で放射能がどういうふうに発散しているか、そういう研究のためにやったことなんぞございまして、住民を保護するためにそういうことをやつたということはございません。

○横山フク君　あとは別の日に政府委員から伺うことにして、これで私は参考人には……。

○牛田寛君　先ほど問題に上がつたのですが、原子力損害の定義についてです。一柳参考人から原子炉に関係した物質から起くるところの放射線その他の作用による障害ということであつて、一般的放射性物質による損害は今までないという御意見が出たわけです。で、政府委員の方からの御答弁がりますと、一切の放射性損害が全部含まれるというふうな意味に伺つたのであります。で、金沢先生の方から私どももこの御三名の方、おいでになりましてから意見書の文章を読みますというと、やはりあらゆる放射線障害は含まれてないといふような意味がとれるように困ります。その点についてこの文章をどういうふうに解釈されるか、また一

切を含むのならば、これで、この文書で十分であるかどうか、その点についてだけ御意見を伺っておきたいと思います。

○参考人(金沢良雄君) すべての、たとえば大学の放射線科で出る放射線といふようなものははここに含まれておらない。で、これは主として原子炉の運転に関するして生ずるもので、原子炉等規制法によって規制される原子炉の設置者、運転者、これを中心に考えて、その施設から発生する放射線といふのは含まれますが、単なる放射線研究所みたいなところでやつておるのは含まれない。その趣旨は単なるそういうものの場合には、非常に巨大な災害というものは発生しないだろう。それは放射線被害はあちこちでひょこひょこ出るかもしれないけれども、非常に広範囲にわたって被害が発生するというようなことはない。だからそういうものについては、一般的の原則で処理したらそれでいいという考え方であろうかと思います。

○横山フク君 ちょっと今のに関連して、金沢参考人に伺いたいのですが、金沢参考人のおっしゃるのは、原子炉から発生するその放射線に対する損害だというお話をなんですね、原子炉の運転に関する、それに関連してといふことで、私も解釈は妥当だと思う。しかし、先ほどのこの法律の解釈論にならうと思うのですけれども、ヴァンデ・グラーフやなんかは原子炉の運転によって発生するところの放射能を解釈でおつしやったと思うのであります。

すが、このところはどうなんでしょうか。
○説明員（井上亮君）　だいぶ議論が
うち私どもの方の答弁がちょっと十一
意を尽さなかつた節があつたと思いま
すが、補足いたしまして、簡潔に御
弁させていただきます。
第二条の問題だと思いますけれ
ども、第二条で、この「原子炉の運
等」といいまして、災害が起りま
る範囲の点をここで触れているわけで
あります。第二条にござりますよ
に、ここで一号から四号まで一応範
囲を掲げております。一号では、先ほ
来議論のありますように、原子炉の運
転の場合の問題でございます。それ
ら二号におきましては、単に原子炉
災害だけではありませんで、燃料加工
の問題につきましても、燃料加工の工
程から生じます災害につきましては
本法の対象になるわけでございます。
それから次は第三号でございますが
第三号は燃料を燃焼いたしまして、
と使用済み燃料というのができるわ
でございますが、その使用済み燃料
再処理いたしますと、もう一ぺん燃
として使えるわけでございます。そ
再処理の過程というのは、相当程度
の広範なやはり災害の危険性が理論
にあり得るわけでございますので、
の燃料の再処理につきましても、本
の対象にいたしております。それか
なお四号といたしまして、該燃料物質
子炉のようにいわゆる連続的な該分
を起さなくても、やはり相当の危
これは燃料物質を使用いたしまして
いろいろ実験装置等に使いまして、一

い装置といわれるものにつきましては、やはり同じように、原子炉ではありますけれども、本法の対象として、損害賠償の措置を講ずるようなことにいたしております。

なお、以上申しました単に原子炉だけではありませんで、原子炉のほかに燃料加工、再処理、それからその他燃料の使用というような、これにさらに加えまして、第二条の最初の行にありますように、「次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする」運搬、貯蔵、廃棄というようなところまで、すべて本法の対象にいたしているわけでございます。ただ、最後に一言だけお答えいたしますと、一柳さんが御指摘されました点は、それに加えましてアイソトープの利用についての措置が抜けているのではないかという点をここで書いておられるわけであります。この点はまさに仰せの通りアイソトープの問題につきましては、一応本法の対象外ということにいたしているわけでございます。この趣旨につきましては先ほど金沢先生からおっしゃいましたように、要するにやはり広範な従業員災害は一応別途に考えるという立場でおりますので、別措置するという立場でおりますので、一応第三者災害補償、周辺の住民に相当巨大な災害を起こす、しかもその事業者に賠償負担能力もないというような状態、そういう大規模なことを一応前提にいたしておりますので、アイソトープの問題についてのみ一応本法については除外いたしたなどということをございます。なお、このアイソトープの問題をこの第三者災害補償の対象とするかどうかという点につきましては、原子力委員会

会でも相当慎重な論議をいたしました。この点は問題にはなっておりません。問題にはなっておりませんが、一応現行の法体系、アメリカ、イギリス、西独というような点におきましては、一応アイソートープは除外するという立場で考えております。日本におきましても、これを入れるべきかどうかという議論をいたしたのでございますが、一応その世界の前例その他にもなり、かつはまた日本の、参考にいただきましたこの方面的学者先生の御意見を参考として、やはり巨大な災害という点からいいますと、やはりここに列挙いたしました原子炉、加工、再処理等に比べますと、被害の程度が違うということです。一応割愛といいますか、一応落とさせていただいたわけでございますが、しかしこの点はどこかしらに今後の、私どもも機会あるとの検討問題であるというふうに考えております。

それからもう一つは、「直接障害については完全補償であること。」云々と書いてありますが、その点について伺いたかったのですけれども、時間がございませんから、その点もあとで補足的に文書でもいただけたら一ついただきたい。この法律の欠陥の一つは——たくさんございますが、従業員について、損害、障害を労災にまかせておる点に不十分な点があるという点一つの大きな点だと思います。先ほどいわれましたところ、あるいは補償審議会の従業員補償問題を中心としての報告書にござりますけれども、衆議院段階での論議を通じて見ても、それから私どもが考えても、たとえば障害が大きく出てくればとにかくですが、最初の段階でそれを転換等については答申の中にも出ているのですけれども、手当だけでなしに、災害を早く、防止し、あるいは転換をしたり、それから療養する方法について労災ではやはり不十分な点がある。それから長くなつた場合に、今の労災で、これはまあ先ほど金沢さん、昨年の労災補償保険で長期療養給付ができる、長期給付ができるようになつたといわれるけれども、その療養の内容についても、これは広島、長崎での原爆被災者、原子病患者についての療養の実態から見ても、今までのあの療養の給付では、あの規定ではまかなえないと、いう点がはつきりしています。

としての希望等をはつきり出していただきたいと思います。
それからもう一つは、これは補償の中に入るかどうかわかりませんが、あるいは完全な労働力の回復という点からいって、あるいは入るかもしれないが、これは炭鉱で、通産省の公務員労働者ですが、爆発にあって体内に火炎を吸い込む、あるいは相当の火傷をして、二年ほど治療したら出てきたけれども、これは十分な仕事ができない。その将来というものの保証といふものがなくなったわけですね。あるいは公務員労働者としてその将来の不安あるいはそういう問題をどうするかという問題と、これは今の補償じゃなくて、もっと補償問題の範囲を広げなければならぬという問題になるかとも思いますが、それらの点について具体的に意見を出していただくことをお願いをいたしておきたいと思います。

○委員長(鈴木亨弘君) 一柳参考人にお申し上げます。ただいま吉田委員から申し上げました点をお願いいたします。

○委員長(鈴木亨弘君) 速記を始めて下さい。

他に御質疑はございませんか。――

他に御発言がなければ、参考人に対する質疑はこの程度にとどめます。

参考人の方々に一言御礼を申し上げます。本日は大へん長時間にわたりまして貴重な御意見を拝聴してまことにありがとうございました。当委員会と存じます。どうもまことにありがとうございました。

○ 委員長(劍木亨弘君) これより商工委員会を再開いたします。

○ 委員長(劍木亨弘君) それではまづ、機械類賦払信用保険臨時措置法案を議題とし、質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言を願います。

○ 横山フク君が委員を辞任され、その補欠として大泉寛三君が委員に選任されました。

○ 委員長(劍木亨弘君) それではまづ、機械類賦払信用保険臨時措置法案を議題とし、質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言を願います。

○ 横山フク君 この法律に関連して大臣にお伺いいたします。最近の国際経常収支の問題についてであります。先月もまた八千万ドルを超える赤字を計上しておるようありますが、この機械の輸入といふことについて制限をするとか規制をするとかいうようなことについてはお考えになつていませんか。

○ 国務大臣(椎名悦三郎君) ただいまのところは考えておりません。

○ 植繁夫君 設備の追剰投資ということが問題になつてゐるのですが、この法律が成立することによつて、中小企業の設備の近代化と機械工業の振興といふこととの二つの目的としてこの法案が提案をされておるよう思ひます

が、こうしたことによつてでも設備の

両案の審議は本日はこの程度にとどめまして、午後二時まで休憩いたします。

午後一時三分休憩

過剰にさらに輪をかけるようなことになりはしないかという懸念がござりますから、そういう点についてどうお考えになりますか。

○國務大臣(椎名悅三郎君) 結論としてはさよろには考えておりません。なお、設備過剰投資の問題でござりますが、大体において上昇率はもう峰を越したような状況だと思います。絶対の数、額はそれはもちろん去年より今年は多いにきまつておりますが、三十四年度の前年度比較が三二%増、三十五年度の前年度比較が三八%増、三十六年度は大体二〇%程度と、こう考えておりますので、設備投資の上昇率は三十五年度がピークであると、かように考えておりますが、しかしただいま申し上げるよう、三十五年度は当初の予想を上回って三兆をちょっと上回る状況でございまして、これの二〇%増となりますが、三兆五、六千億ということになりますと、三兆五、六千億という多さになりますから、絶対の額はもちろん多いのでありますけれども、上昇率はすでに峰を越したと、かように考えておられます。機械の賦払いにより従来の日本の多種少量生産を、種類少なくしてむしろ多量に一種類のものに作つて、そうして機械の性能を高めるとともにこれを中小企業の設備近代化に役立てようとしておるのでございますが、これは余剰投資というようなことにはならない。むしろそれでもなお近代化がゆる設備過剰というようなものに拍車をかけるというようなことは万々ないつもりであります。

体のピークであろう、だから前年度に比較して二〇%程度の上昇であるから、そう警戒を必要としないと、こういう近代化、それからいま一つは産業の分野などを確定する必要があると私は思っていたのですから、八幡製鉄が、今中小企業でことに小さい零細な規模の經營でやつておりますボルト生産について、新会社を作る計画のあることを指摘いたしまして大臣の御所見を伺いました。その節、あまり突然のことございましたので、お調べをいただいて後に、文書によって通産省から御回答をいただいたのであります。が、その後、聞くところによりますと、高圧機工株式会社と岡野バルブ株式会社とを合併せしめ、そこに八幡が三分の一資本を出資いたしまして、今零細企業でやっておりますところのボルト、ナット等の生産を始めよう、これはひとり八幡だけではございません。神戸製鋼、あるいは富士製鉄なども、そのような計画を持っているやに伺いますので、この機会に中小企業に対する当局の見解をただしたいと思うのですが、この八幡で計画されております新会社によって高張力ボルト、高溫、高熱に対処いたしますボルトの生産をするための新会社を八幡が資本金の三分の一を出資いたしまして、最近新しい機械購入のために、それぞれ人を外国に派遣しております。こういうことによつて新たな機械が外国から輸入されるそのことによつて、現在それを専業といたします中小企業、零細な企業も入っておりますが、こういう

業種の人たちの生産の分野というものが大資本によって圧迫される、こういう事態が起つてくるのではないかとういうので、今業界では大へんな心配と警戒をいたしておりますが、こういう事態に対し通産当局はどのような指導の方針を持っておられるか、このことについて伺いたいと思います。

○政府委員(佐橋滋君) 椿先生からこの前の御質問がありましたので、資料でお届け申し上げておきましたが、ボルト、ナットにつきましては、ある会社に八幡がその素材を提供するという事実、これはあります。ただそれは從来七十トン程度生産しておりますが、ナットの生産は年間大体一万八千トン以上であります。ナットの生産は年間大体一万八千トン以上であります。ナットの生産は年間大体一万八千トン以上の鋼材を消費しておるわけでありまして、その中のきわめて部分的な数量であり、同時にこれからのおもな需要をねらって、新しい鋼材を供給するという契約ができる事実は、その調査によりまして判明しましたが、中小企業の分野に大企業である八幡等が出ていくといふことはあり得ないことがなっていますし、今後もそういうことがないようないように指導して参りたいと、こういうように考えております。

○椿繁夫君 前回、ただいま局長からお答えいただきましたような文書回答を頂戴いたしましたが、その後私の調べいたしましたところでは、當時、当面月産七十トン、将来的計画として百五十トン程度のものをやる計画のようだということのようございまして、新らしい機械を外国から購入するこ

とによりまして、福岡県の行橋で月産三百トン生産の工場を作り、第二次計画として需要地に近いところに、大体東京、大阪と推定されるのであります。同様のことが神戸製鋼においても、さらに富士製鉄、钢管等における計画があるやに伺いますと、たゞいま局長御指摘通り、年間一万七、八千トン、これは製品にして一萬八千トン程度だと思いますが、そういう企業が、零細な企業がやつておるような製品の生産にまで手を伸ばすというようなことが、一方においては具体的に計画が進み、さらに二次、三次の計画が伝わつておるものですから、大へん業界では警戒をし、心配をいたしておりますので、重ねてお尋ねをいたしました。これが伝わつておるものですから、大へん業界では警戒をし、心配をいたしておられますので、重ねてお尋ねをいたしてお尋ねであります。こういう傾向が出てきました際の通産当局の行政指導の確固たる方針を伺いたいと思いまして、重ねてお尋ねするわけであります。

りましたが、われわれとしましては、これは明確に分野を守つていかなければならぬ。そうしていやしくも原料メーカーが、みだりに二次、三次方面へ入り込んで、業界のせっかくできてる秩序を攦乱することは、これは絶対に避けべきである。かように考え、そういう方針のもとに指導して参りたいと考えております。

○椿繁夫君 大臣の御答弁で、一次メーカーが、二次製品、三次製品にて進出をして、既存の生産体系といふものを攦乱することのないようとして御方針はわかりました。

そこで、これは八幡さんにえらい生礼ですが、八幡の名前が出ておりますので、重ねて申し上げるわけでありますが、八幡とか、富士とかいうような日本代表的な製鉄メーカーが、この一次製品、三次製品の生産に直接かかることで、別会社を作つて、しかも相当部分の資金を投ずることによって行なう場合の指導につきましては、いかがなものでしようか。

○政府委員(佐橋滋君) ただいまの大臣の答弁の中にも触れられておりましたが、一次製品のメーカーである八幡あるいは富士、鋼管といったよろが、新規の鋼種を編み出した場合、それが従来の中小企業の需要者といいますか、メーカーがそれを使い切れないとか、そういうような場合に、そういう新しい鋼種の需要を開くために、いわゆるバイオニア的な産業といいますか、そういうメーカーを作り上げますか、そういうことは、これはそれぞれの品種の需要を拡大する上において、当然努力を払われると思いますが、それが生じた場合をつけ、ほかの連中といいま

か、ほかの企業がそれにならって、もしもその銅種で作ったものが非常にいいという場合には、それにならわせるために一つの糸口をつけるということにおいて意味があるうかと思いますが、しかしただいま椿先生の御指摘のように、そういうものに大企業が大きな投資をして、その業界全般を混乱に陥れるというようなことのないように指導して参りたい、こういうように考えております。

そこで、私思いますのに、この法律ができて、損失金額の五〇%を、この補てんによって弁済をする、そしてその損失補償の制度を持つ大阪の場合、たまたま一致いたしました際には、さらに五割の補償を受けるというようなことはめったにないと思うのですけれども、こういう制度を持っていない府県の中小企業との間に、設備近代化のアン・バランスがこれは起こってくることは当然でありますから、こういう制度を持つている府県は次々とふえつてありますから、この調整につきましては十分注意をして、府県でも、この式の損失補償の制度をだんだんと広げていくような指導、並びに予算的な措置を講じて、中小企業の設備の近代化に資するよう両々相待って進める必要があるのではないかということを考えます。

そういう点について、御所見いかがなものでしょうか。

○政府委員(佐橋滋君) 何分、現在やつておりますのは、大阪府が充撫をつけておるだけでありますので、その実績をよく伺った上で、ただいま申しましたような国での制度との調整をはかって参りたいと思いますが、いずれにしても、都道府県におきまして、管内の業者のために、これに似通った制度を設けられるということは非常に好ましいことだと思いますので、御指摘のような方向に推進して参りたい、こういうように考えております。

○椿繁夫君 この法案によりますと、中小企業が近代化のための設備を購入する。そして賦払いをやっていく。それによつて、だんだんと能率が上がり、量産ができるようになって、賦払いも、

そうえらいいことはないのだ、樂になつていくのだということと、この法律の策定がされておるわけですが、私はこの前の機械工業振興臨時措置法の審議の際にも、ちよつと申し上げたのです。が、保険制度もけつこう、損失補償もけつこうでありますけれども、近代化のための設備購入の資金について、政府がもつと直接的な援助をすることの方がより必要であるという感じは、今でも持つておるのであります。その際に申し上げたのが、開発銀行の金利、現状六分五厘のものを、どうやら大蔵省が強くて一分引き上げて七分五厘にせにやならぬかもわからぬといふうな、当時の時点において御説明があつたのですが、その後、外航船舶の利子補給の法律のことときは、同じ開発銀行の金利を使って六分五厘では高過ぎるから五分にして、そうして、その外航船舶の建造を計画的に推進しようじゃないか。これはけつこうだと思ひますよ、けつこうだと思いますが、外航船舶建造の方は六分五厘の利息が高くて、一分五厘政府が利子補給をやって五分にして、そうして、この中小企業の設備近代化のために融資する開発銀行の金利は、六分五厘じや探算が、それぬから七分五厘にするということは、どうも私は了承ができるかねたのですが、その後の交渉の経過はいかがですか、大臣。

ねたのであります。中小企業といえども、機械工業はきわめていんしんではないか。資金量がむしろ問題であつて、金利等は、比較的問題にならぬのじやないかとか、あるいは何と言つか、僕の方も非常にどうも、従来六分五厘でやっておりまして、非常に困るわけであります。が、何分政府自身の、いわゆる原資の資金コストと言いますかが上がつておる等の点も考えまして、一分の事実上の引き上げになると、いうことをのまざるを得なくなつたわけでありまして、その点は、御指摘通り非常に不満であります。が、これも情勢やむを得ないと、こういうふうに考えております。

○國務大臣(椎名悅三郎君) 局長からお話を申し上げたんですが、斜陽産業と違つて、とにかく今の機械工業はいんしん、成長産業である。金利体系等からいつても、ぜひこの際はということで、資金量は、そのかわり考えてくれるということにいたしまして、数倍——たしか五倍、金利の点は、どうしても話が折り合いませんで、まことに遺憾でございますが、一分上げたような状況であります。この点につきましては、今後機会を見て、できるだけ中小企業の近代化のためにあらゆる面において有利な条件を獲得するよう努めたいしたいと考えております。

○委員長(鈴木亨弘君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木亨弘君) 速記を始めて下さい。

他に御質疑はございませんか。――

他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は、贅否を明らかにしてお述べを願います。

○椿繁夫君 私は、日本社会党を代表して、この法案に賛成をいたしますが、暫疑の過程においても明らかになりましたように、この保険制度が運用されることによって、中小企業の設備の近代化は促進されましょうけれども、売り手である大企業の方が大きな利益を受けるのではないかという疑点はまだ残っております。従つて、本法の運用にあたりましては、衆議院の委員会においても付帯審議をつけておりますように、「政府は、本法律の運用にあたっては、中小企業の設備の近代

化を促進しようとする本法律の目的を逸脱して、大企業を優遇する結果を来たすことのないよう、充分配慮すべきである。」

「こういう付帯決議が、衆議院からもついて、こちらに回付されております趣旨を、十分政府としても留意されまして、本法の運用の適正をはかられるよう望みまして、この法案に賛成をいたします。

○川上為治君 私は、自由民主党を代表いたしましてこの法案に賛成をいたしましたが、今、権委員から話がありましたように、特に中小企業の設備近代化という点について、重点を置いて法の適用をやつていただきたいということを希望いたします。

○委員長(剣木亨弘君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(剣木亨弘君) 全会一致と認めます。

よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

御質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○近藤信一君 今回、政府が提案いた

設けるということですが、商工会連合会を設立状況は、現在どのような状況になっているのか。本年二月末までに、この表を見ますると、千六百五十四で、これは今年度中に約二千三百に達するとのことであります。が、政府が初めて予想した通りの設立状況なのですか。また設立されたことと活動していることとは別問題であつて、実際には、商工会の設立だけさて、活動ということについては十分でないのではないか。それが私は心配なので、その状況もあわせて御説明を願いたいのです。

○政府委員(小山雄一君) 商工会法が昨年できまして、本年二月末までに千六百五十四商工会ができております。従来任意団体の商工会は約二千六百ございましたが、法案審議の際にも申し上げましたが、初年度は千五百から七百ぐらいでできるだろうという見通しを申し上げたわけですが、大体數からいいますと、その見込み通りにできましたと思つております。引き続いて逐次設立もふえておりますので、本年度一ぱいで従来の任意団体が全部法人格を持ちますとともに、それ以外のところにも設立されるのではないか、その数は二千六百程度までいくんではないかと考えております。なお商工会が設立いたしまして、商工会に一番期待しております事業は、小規模事業対策改善普及員を置きまして、小規模事業者の日常を指導する仕事であります。が、商工会が本年度できましたうちで、設立が比較的のことに入つたといふようなものは、まだ十分活動するに至つてないものもありますけれども、大部分のものは改善普及員を配置し、

いわゆる日常の小規模事業者の相談という仕事を着実にやっているものと私どもは考えております。またそういうふうに指導して参つておるつもりでございます。

○近藤信一君 この表を見ますると、特に大都市、東京、大阪、愛知——愛知は比較的數がありますが、京都、こういう比較的大都會をかかえておる府県というものは非常に進行が進んでいない。この欠陥は、一体どこにあるのか、この点いかがですか。

○政府委員(小山雄二君) 商工公会制度を作りますときに、普通の小規模事業対策をやつてもう場合に、大都市における從来の商工会議所と商工会の関係をどうするかと、いろいろ御議論があつたわけですが、この商工会議所と商工会をダブらせないといううことで建前を進めてきておるわけです。

従つて東京、大阪というような大都市の市部が非常にたくさんあるところには、商工会議所にその仕事をやつてもらつておりまして、商工会の設立の数が従つて少ないと、郡部の方に商工会が多い、こういう関係になりますが、もつとも東京、大阪等は、予定から見ますと、まだ少ないのですが、全部予定通りできましても、その数は少ないという状況にならうかと思ひます。

○近藤信一君 東京、大阪等は、商工会議所が大きいのがあるから、商工会の組織があり活発でない。しかし神奈川県なんかも比較的少ないわけなんですが、これらの少ないところに対するところの今後の見通し、対策といいますが、そういうようなものはいかがですか。

○政府委員(小山雄二君) 市部がたくさんあります。大部が占めて、郡部が少ないと。そういうところは、終局的にも商工会が数が少ないわけであります。しかしこれの指導ということは非常に大事なこととありますので、東京、大阪あたりでも、行く行くは連合会を作らせて、おそらくそういうことになると思いますが、それを中心にして個々の商工会を指導し、商工会の小規模事業対策が徹底するようになつて参りたいと思いますが、まあ過渡的に数が少なくて、なかなか連合会ができない、できにくいような場合には、全国の連合会の会員、準会員というようなことで、そこと連絡をつけまして、それを中心として、そういう商工会を指導していくかといたと考えます。

○近藤信一君 府県で連合会を作る場合に、商工会の数といふうなことは関係はございませんか。たとえばこの資料の中にはございまするようになります。現在では東京が三、大阪が二、この二つ三つの商工会のところでも、二つでも連合会、六十幾つでも連合会、こういうことで、連合会のもとには、商工会の数といいますか、それともまた人数でいくのか、この点はいかがですか。

○政府委員(小山雄二君) 商工会連合会を作ります際には、任意加入でござりますけれども、大部分が入つていただきたいのが理想であります。法律的には少なくとも半分入つていただく、こういうことになつております。それから、従つて全体の数に関係はないわけであります。ただ設立手続をやりますときに、発起人は五人以上となつております。従つて、まあ五人――

五つ以上ありませんと、商工会の手続が済まぬわけでございますが、私どももいろいろ調べまして、各都道府県と連絡いたしておりますところでは、一番少ない東京で大体八つはできると、それらの大体設立の準備を進めておりますので、資料は三になつておりますが、現在五つであります、八つはできます。大阪あたりで、これも現在少ないのでですが、最終的には二十三ぐらいできる、こうしたことになりますので、數の点からいいますと、法律的には差しつかえないということになつております。

○近藤信一君 商工会の中心をなすものは、何といいましてもこれは経営改善普及員でござります。この普及員が適當の者で充足されているかどうか、これが問題でございまして、最近は一般に労働力不足といわれまして、中小企業では、特に労務者が得られないという状態で非常に困っている。今まで割合に供給過剰でございまして、まあ大学は出たけれども、こういうことでもございましたが、大学の卒業生は、現在引っ張りだこだということです。さいますが、私はやはり、中小企業は求人ということと非常に労務者対策といいますか、大きな悩みを持っておると思うのです。きょうの新聞でも、そのようなことが出ておりまして、いわゆる求人どころでなく、離職者対策で非常に困っておるというふうなことも、中企業としては今日非常に大きな悩みの一つだと思うのです。

そういうときにいわゆる有能な普及員というのが商工会設立後も得られるかどうか、私は非常にその点が心配だと思うのですが、またいろいろと普

○政府委員(小山雄二君) 初めて商工全制度を法制化しましたときに、相当たくさんの方の改善普及員を配置するということで、私どもそれを非常に心配していました。つきましては、一定の資格を設けまして、まあ府県知事等に相談して通産局あたりで基準と同等の指導能力があると認めた者という抜け道——空氣穴があげてありますけれども、相当厳重な資格を設けまして、現在までのところ、その資格も大学出、それから旧高等専門学校出等の者が四十数パーセントにまで上はっております、その他、多年そういう仕事にあたっていたという人もいますが、学歴的にそういうことありますし、またお詫びの通り、中小企業の求人難といふものは非常に深刻な状況でございますが、この改善普及員の方は、比較的年令構成から見まして三十以上の人方が合わしまして七〇%がらいになりますので、まあそういう面もあつたかと思いますが、とにかく初年度所期しただけの数は、大体充足できただと思います。今年度また千八百人ぐらいふえますけれども、昨年度の状況からいたしまして、まあ大体、いなかの郡部の方でありますので、今年度の経験から申しましても、何とかまかなえるんではないだろうかというように一応考えております。

かなか行くことを好まない。そういうことになりますと、私は、有能な普及員を得ようとする場合、非常にそこに困難性が伴うんじやないかと思ふ。ですが、その点、今あなたがおしゃったように、今年度千八百名ぐらいいを予定いたしておるわけでございまが、この有能な人が、あなたの思惑のような結果が得られるかどうか、この点のあなたの御見解はいかがですか。

○政府委員(小山雄二君) 給与は、今
度は月二万円であった。今年度から、
これをあなたの方では一般が二万一千
円、それから六大都市は二万三千円に
するということでござりますがこの
程度の給料で、はたしてよい有能な普
及員が得られるかどうか。私は、都
会の二万三千円というのは、なかなか
かこれでは有能な普及員を得るといふ
ことはむずかしいと、こういうふう
に考へるんですが、この点いかがで
すか。

心して普及員が第一線に出て働くというように、あらゆる面で考えて参りたい、こう考えます。

算の積算に入れておりますが、昇給等は、市町村の職員に準じて昇給制度をつくれといろいろ指導をいたしております。それから、そういうことで結局、財源その他がショートする分は、商工会のほうで自分の経費で負担してくれ、こういうことにしておるわけであります。

○近藤信一君 それから身分保障についてでございますが、昨年衆議院では付帯決議として身分保障の問題が取ります。

りますから、採用それから退職ということを、かりに一方的にやるといふうな点につきまして、そういうこととありますと、普及員の腰も落ち着かわけありますが、そういう点は、なかなかきめ手はないのですけれども、普及員を、前のをやめさせてみると、どうような場合には、通産局に相談をするというようなことをエックを設けまして、今申しまして、うに部内の規定のみならず、そういふに加えまして、一方的にそ

た数字その他は、実は商工会の改善普及員と商工会議所の普及員の両方を含んで申し上げたわけでありまして、たとえば大学出とおっしゃいますと、やはり都会の方が多いんであります。これは事実でございますが、那地方の商工会にも、相当程度大学出はおります。おりますが、まあ学歴と都市部とに分けてみると、やはり都会の方が多いということは言えますか、案外われわれが心配したよりは充足状況は非常によかった。求人難がだんだん深刻でありますので、一がいには気は許せませんけれども、土地々々にはやはりそういう人もいることと思いますので、各商店会当事者等を激励いたしまして、この充足には努力をいたしたい、こう考えております。

御指摘のよう、今年度から一般は円上げ、大都市は三千円上げるということにいたしたわけですが、これは、まあ予算の積算の額でございまして、実際、現在置かれておる改善普及員の平均額は二万二千円ぐらいになつております。ことしは三万円の予算でございますが、一千円ぐらい高くなつてます。特に大都會、都会地等においては、それより相当差ができて、むしろいなかの方は、それより下の方というような格好になつております。そこは土地土地の実情に応じまして、予算は一本でございますが、実際は、その実情に合うような給与が支給されておるわけでござります。また、社会保険等につきましても、極力普及員にそういう制度を均霑をさせるよう指導に努めておりますとともに、普及員の経費を補助します補助の条件といたしましても、たとえば、給与の問題、退職金の問題その他いろいろな働く条件について、一定の規定を設けて、改善普及員が働きやすいようとも、そういう面につきましては、安

に、そういう給与の面については自由にお任せになつておられるのかどうか。
それから昇給、賞与等は、賞与はど
も民間でもございまするが、昇給や賞
与というようなものがあるわけなく
ですが、この昇給や賞与の点は、どる
なつてゐるのか。この点、あなたのほ
うでは、一つの基準なり目標といふよ
うのを持っておられると思うんですが、
具体的に、この点ひとつ例をあげてお
示しを願いたいと思います。

○政府委員(小山雄二君) 給与の点はさ
きほど全国平均で予算は二万円とい
うことになつておるが、二万二千円に
なると申しましたが都市のほうは二
万四千円くらいになつております、平
均が。そういうことで、都市のほうは
高くなつて、郡部のほうは、むしろ基準
より少ないものもあると思いますが、
そういうことで、その差額は商工会議所
所なり——主として商工会議所の場所
が多いわけですが——商工会が自分分
負担してもらう。補助の基準として
は、これだけ助補しますということに
いたしておるわけでござります。

扱われておるんです。やはり身分保険の機械工業輸出検査員のああいうようなことをまず考えなければ、今回のようにまわしい問題が起つてくる。あるときにも、新聞はやはり身分保障を考えなきゃならんじやないか、こういうことが盛んにとり上げられておるわけなんです。そういう点から考えましても、私は身分が安定しない、そうすると、十分に普及員も働くことができない。時に誘惑に負けて悪いことをするというふうなことも起こつてくるんです。身分保障について、政府はどうな指導を行なつていくお考えでおられますか、この点いかがですか。

○政府委員(小山雄二君) この身分保障の問題は、なかなか直接的なきめ玉といふものは、実は非常にむずかしいと思うのでございますが、先ほども申上げましたように、補助をするためには、一般でそうあるべきと同程度に退職の問題、それから給与の問題、星給その他の問題、退職金の問題その他を、ちゃんと規定を設けてやれと、うしなきや補助はいたしませんぞということで指導しておるわけであります。一番問題は、商工会の普及員であ

いうことのないよう、普及員が安くて、そういう方面に、実情に応じまして、なまきめ手がありますれば、逐ういう方向で指導をして参りたいと考えております。

○近藤信一君 待遇の問題につきましては、普及員の場合だけに限らない私は思うのです。商工会には、普及以外に職員もおりますし、商工会以外に中小企業には、いろいろな団体があります。商工組合、協同組合や、これから信用保証協会、会議所などがありまして、こういう団体が中小企業は特に必要なところでございます。中小企業は、自分で何か仕事をするところが非常にむずかしい、共同で仕事をしなければならぬことが多いのです。そこで団体が、中小企業の一つにつにかわって勉強したり、使い走りしたり、また指導したり、連絡したり、こういうことを多くやらなければならぬのでございまして、そういう団体の職員が有能で、気持ちよく働くことができるようことが、中小企業の私盛衰に非常に大きな関係があると思つてあります。団体の職員が非常に

い給料で、身分が不安定だ、こういう場合に、ほんとうに努力して働けるかどうか、社会保険も利用できないという状態では、中小企業の振興といふことは政府がいつも、これを口に唱えられる点でございますけれども、中小企業の振興政策というものは、こういう点から私は非常にむずかしいと思うのです。特に農業では、農林漁業団体職員共済組合法という法律がございまして、農林漁業団体の職員の社会保障、また福利厚生、こういうものが考えられているわけなんです。商工団体には、そういうものが、今日できたという話も私は聞いたこともなければ、また作ろうという話もまだ聞いたこともございません。こういう点について、政府はもとと商工団体の職員、ことに中小企業団体の職員について、こうした社会保険制度の問題、社会保障の問題、こういうことを私は、政府がほんとうに中小企業の振興といふことをはかられるならば、まず職員の待遇問題等十分考えてからなければ、末梢的な問題だけでは、私は今日の中小企業といふものは、振興が非常にむずかしい、かように考えるわけでございますが、この点私は大臣から御所見を伺いたいと思うのであります。

ではまた別個の考え方をもつて、すべて国家の施設に全部総合するよう今者えておるのありますけれども、何かまとめて考えるのではありませんから、何か一つ考えたい、かように考えております。
お説通り身分あるいは身分保障、その他離職の際の保障というようなものが、たゞ一生懸命働けとございまいいうことは、これは無理でございます。足元を十分にかためて、安心して職場に精進し得るような組織に、これはどうしても考えなければならぬ、十分にこれは御趣旨に沿うて考究していくたいと考えます。

○近藤信一君 政府におきましても、また自民党においても、中小企業基本法というようなものが考えられているようございますが、そうしていすれば、これも、中小企業庁を独立させて、一つの省にしようというふうなことも、考えられておるようことが新聞に報道されておりました。そういう点からいけば、私は当然この中小企業関係についての、特に職員の問題については、私は十分配慮がされてしまうべきだと思うのです。

そこでやはり今私が二、三あげました団体のほかに、中小企業のいわゆる半官的な団体というのが相当あるわけなんです。これの職員も、膨大な数に上るわけで、今日それが、いろいろな身分保障の問題について、考えられないということは、私が先ほど指摘いたしましたように、なかなか安心して働けない、そこで将来は何かそういうふうなことも考えていいたい、また厚生省でも、こんなようなことを考

えているのじゃないか、こういうことでござりますけれども、私はやはり中企業振興という建前からいくならば、独自な立場で、そういう問題をまず取り上げてかかるべきだと私は思ふ。これは政府も大臣も、いろいろとその点は考えておられるのでございましょうけれども、実際に、これを具体化していくということになりますれば、今の大臣の見通しからいつて、次の国会か、または通常国会くらいに、そういうふうなものをあなたの方で考えて、国会に提案されるというお気持があるかないか。この点いかがですか。

る。にもかかわらず、中小企業の団体の職員は、今日なお不安定な立場に置かれている。そういう点で私はやはり、同じ国が、こっちをやって、こっちをやらないという、そういう差別的なことでなくして、やはりお互いに職員のそういう身分というふうなことは、ますもって同じように考えてやつてもらわなければ困る。かような点で私は、今、大臣に御所見を求めたわけでござります。大臣は、できるだけ込みやかにこの点を検討したい、こういう御答弁でございますから、この点私は、大臣に大きな期待を持っておるわけでございますが、やはり私はこの問題を、まず可及的すみやかに実施できるよう御要望を申し上げておきます。

それから三十六年度の予算で、連合会に対する補助は約二千三百万円計上しているとのことです。その中身は、提出された資料では、都道府県連合会に対して二千六十万円、それから全国連合会に対しては二百三十五万円、合計で二千二百九十五万円ということになりますが、これは主として指導員、または設置費ということとござりますが、その給与は、どのくらいで、何人くらい配置するおつもりですか。

それから都道府県連合会と、全国連合会の組織——その人的組織は、どんなものを現在お考えになつておられるのか。現在、すでにできておる連合会をみると、これは役員ばかりで、職員の数が至つて少ないのでござります。また、会長が一人というのは、これは当然でございますが、副会长長の点については、ほとんど一人以上で、多いところは五人もいる。そうして専務

理事も常務理事もない連合会が十七
あります。ですが、それでは、ただ連合会
があるというだけで、ほんとうに仕事
をどうに指導していくかれるお考えでござ
いますか。この点お尋ねいたします。

○政府委員(小山雄二君) 都道府県連
合会に対する運営指導員の補助 人件
費は、予算の積算上三万七千円でござ
います。それから全国商工会連合会の
運営指導員の補助は、予算の積算上三
万円でございます。これを、都道府県
には二人ずつ運営指導員を補助して、
全国の方は八人運営指導員を補助して
おる、こういうことでござります。

それから商工会連合会ができました
ときの人的組織の問題でござります
が、役員いたしましては、現在あり
ます任意の連合会は種々雑多でござい
まして、御指摘のような点も多々ある
わけであります。が、今度できます、法
制化いたしますものは、会長一人、副
会長五人以内、理事二十人以内、監事
三人以内、こういうことにいたしてお
ります。それから、平務局といいます
か、事務職員の方は、これは法律的に
は何もきめておりませんが、今申しま
した二名ずつの運営指導員補助を中心
といたしまして、これは連合会を指導
いたしまして、仕事が十分できるよう
に、なるべく多く置いてもらいたいわ
けであります。が、現在、大体任意の連
合会で平均して六人程度になってしま
いますが、これは場所、場所の事情にも
よりましょうけれども、なるべくたく
さん置けるように、これは運営指導員
の補助職員以外は自分の経費でやつて

て、そういうところの人を使い、そういうところの意見も入れて打ち合わせた上で、改善普及員を動かしていくと、その当時に議論がありましたと、そこから、実は補助金をつけて参りまして、これもざつぱらんに言いますと、には、われわれも、はたしてうまくいかかどうかということはある程度危惧しないでもなかつたわけであります。が、そういう仕組みによりまして、関係の団体を小規模事業の指導の面で一緒にして、だき込んでやるという考え方で大体できて参つておりますので、今後改善普及員その他のものがなれるに従つて、効果もだんだん着実に地にいてやつていけるのではないかと、こう考えております。各会議所でも、当時の議論で、会議所に対するそういう批判といいますか、見方があるということが相当地こたえたといいますか、そういうことからいたしまして、会議所自体、非常に首脳部としましても、中小企業の方面の指導については、從来からみると、一段と熱を入れてきていると、私は存じてます。○近藤信一君 特に大都市の商工会議所の中には、やはり中小企業部門といふのは設けられてることは事実であります、しかし、これはおざなりのことであって、実際商工会議所の運営についても、言いわけ的な会議員の選出が中小企業からなされている。常に商工会議所の中で、この大企業の会議員と中小企業との会議員との対立点とといふ

ものが見られるわけなんです。そういうふうに会議所が、これをやるというふうに考えられないのです。そこでやるべきだ、はりこの商工会議所は小規模事業対策といふものができない。こういう点で私どもは、商工会議所の所在するところにも商工会の組織をさすべきだ、こういうことで、この法案が提案されたときには、私ども御意見を申し上げたわけなんです。それが実際一年後の今日、やはり依然として中小企業対策といたして、いうものは、実際商工会議所においては、私はあまり進んでいない、こううふうに見受けるわけなんです。

従つて、あなたの方におきましても、政府においても、やはりもつと商工会議所の小規模事業対策といふものの推進ということに重点を置いて、いろいろと働きかけなければならぬと申うますが、その点いかがですか。

○政府委員(小山雄二君) 数多い会員のことではありますから、なかなか不十分の点もあるかと思いますが、私は、大体において、そういう方に頭を向けていつも行っていたと思います。なまづい今後、そういう趣旨におきまして、今議所は指導をやっておりますが、復活内部でも、この仕事に限る限りは、私どもの方人にをもらいまして、一矢でやつておりますが、会議所の方も、だいぶんそういうことに頭を向けてやつたと考えておりますが、今後も、なまづいそう、そういう方向で指導いたしましたと思つております。

行き届いておるかのごとき考えは甘いと思います。本法審議の際に申し上げましたが、現在の商工会議所は、おおむねこの大きな企業家の集団であつて、本法がねらいとする零細な業者の指導、特に技術指導とか経理の指導とかというふうなことというのになされないから、この商工会議所のある地域で、商工会に変わる組織を持つ場合には、普及員ですか、——これは指導員というのかな——普及員の選定にあたっては、当該地域の工業会であるとか、商店会連盟であるとかいうようなところに、たくさん専従者がおられるわけだから、そういう人たちの中で適任者を推薦させて、そうして商工会議所の会頭が、これを指名をするという形にされませんと、実情に即した指導は困難ですからと、いうことを、すっぱくなるほど申し上げたのであります。

ところが、今の長官の御説明を聞きますと、その審議の過程に出た論議を参考にして、普及員の選定を行なう、条件の確立たところから、補助金を出しておるかのごとく御説明されるのでありますけれども、そうではありませんけれども、これは、全部そうだとは言いません。そういうところもあるでしょ。そん。そういうところもあるでしょ。が、私の承知しておりますところでは、商工会とか商店会連盟には、何らの意見を商工会議所は聽取されず、これの人のあなたの方へ配置することにしたから、事務所を適当なところを一つ作つてやつてくれと、監督もあなたの方へ頼むと、こういうことで、今日の普及員が多く大都市においては、任命されてきたようになります。大体、本法の審議の際に出た意見を尊重

して運用に当たっております。条件の備わったところから、補助金を出しておると、こう言われるから、実情は、そのようになつていませんぞということを私は申し上げたい。どういうところまで相談所の補助をやっておりまます。これは法律にない任意の予算だけあります。そういうところにいた人は、だいぶ改善普及員を引きついでおられますから、そういう人は、何といいますか、従来待つとて相談に乗つていただわけです。そういう人は、そのまま普及員に乗り移る大体有資格者でありますから移つておりますし、それを各地に配置するわけです。

そういう面はあろうかと思いますが、新しく採用する普及員等につきましては、今お話の、地元の団体等と相談して任命しておるはずでござります。

○椿繁夫君 相談をしているところもあるかもわかりませんが、相談しておるところは私は承知しないで、逆のことを承知しておるのです。商工会議所から何の太郎兵衛と何の太郎兵衛を、あなたの方の普及員に指名をいたしました、この事務所は、一つあなたの方の事務所——工業会ですか、あなたの事務所の一室を一つ貸してもらいたい、それからどういうことをやるか、どういうふうに電車が走つておるかというようなことは、一つあなたの方で指導してもらいたい、こういうことで配属されているところが、大都市におきましては多いのです。そこで、はは

んこれは立法の際いろいろ御注意申し上げたけれども、その点が一つも尊重されないので、こう思って、実はいまだにその成果が上がらないことを遺憾に思いながら、これを見守つておられます。

一体どこが、そういう報告をしておるんでしょうか、通産局ですか、それとも商工会議所ですか、府県知事ですか、そういう報告をあなたの方が、大体法の趣旨に沿つて普及員の選定を行なつておる、こうこの委員会に報告される根拠は、一体、どこの報告に基づいて、そういう報告をされますか、府県知事ですか、通産局長ですか、それとも商工会議所の会頭からですか。

○政府委員（小山雄二君） 府県知事が、場合によつては通産局を通じて、そこから来るものだと思います。

○椿繁夫君 残念ながら、そういうふうにはなつておりますんで、これはまだ一年経過した程度でありますから、自分の管轄区域内での地理をまだ覚えていないだらうと思います。大都市の普及員の大部の人は、ですから、そのうち地理も覚え、工場あるいは事業場、あるいは商店等の所在地がわかつてくれば、間に合うようになるかもわかりませんけれども、残念ながらこれまでのところ、その地域の工業会、あるいはその商店会、業種別の協同組合等の意見というものは聞かれておりませんよ。これを急速に改められる御意思ありますか。

○政府委員（小山雄二君） まあ多い中ですから、そう一々相談をして話があつたところへというふうにいつていはない場合もあるかもしませんが、大体大筋としては、相談しながら、人選

とか事業活動その他は、相談しながらやる、御議論がありますよな趣旨で指導して参ったわけであります。ところが、あるかもしませんが、それらの通りに、あるいはいつていないとこ点は、衆議院で付帯決議もつけられておるわけでありますので、もちろんその趣旨にのつとりまして、着実に、そういう実効が上がるような配慮はして参りたいと考えます。

なお、御指摘のようなどころ、どこでどういうふうなということは私にはわかりませんが、なお六大都市等の実情も調べまして、そういう趣旨に沿わぬ点は改めさせていきたいという考え方点は改めさせていきたいという考え方であります。

○椿繁夫君 そういう、私が申し上げますような天下り的人事になつておりますために、本法のどこかに書いておりますように、特殊な政党の選舉の際の第一線の活動を受け持つような役割をするのではないか、こういう疑いを持たれることになるわけであります。

そこで、衆議院では付帯決議もつき、本院におきましても、審議の際に、十分法の対象である零細企業の実情を理解しておるような人を、各種団体の総合的な相談の結果、推薦される人を、商工会議所の会頭は普及員として指名をする。推薦は下から行なうのであるけれども、身分関係を明らかにするために、会議所の会頭が、これを指名する、こういうふうに、この本法審議の際には、十分申し上げたと思うのですけれども、私の聞いておりますところでは、それがございません。

そこでそういうことがないまま任命をされておるような場合には、当該地

域の団体の意向を聞いて、人の入れかえ等をやる御意思はござりますか。
○政府委員(小山雄二君) すでに任命されて働いておる人のことでありますから、なかなか一がいには申されませぬが、その人について、その人の指導、仕事のやり方にいて、いろいろ地元の方で不満がある。不適当だということがありますれば、それはよく相談して、そういう措置はしてもらわなければいかぬかと思いますが、初めの任命のときには、御存じのように、ちょうど現行法が通ります国会の論議が、そのままわれわれも心配し、会議所関係団体もたびたび集めまして、東京を例にしてやつたわけですが、東京で、先ほど申し上げたわけでありますから、大体初めのやり方は、それですと、きているように報告も聞いておりますので、中には、そういう趣旨が徹底してあります。中には、そういう趣旨がありまして、その人が、あるいは不適当だということがありますれば、それはすぐ考え方をかねて思ひます。

指名されるような人が、現に行なわれておる。こういうことは、本法の宗旨が生かされていないことを語るものでありますから、この衆議院の付帯議、本院の審議の経過等にかんがみて、この地域団体の意向を、十分はくみ入れた人事をやらなければ、この目的を達成することができないと申します。

ですから、この地域団体の意見を十分に入れて、そうして批判があるならば、その人事の刷新、入れかえ等も実行する。そうしてこの法の目的達成ために尽瘁せられる、こういうふうに、当局の方針を明確にされる必要私はあると思います。重ねて大臣の見を伺います。

○國務大臣（椎名悦三郎君） 区域は、これであらうと、とにかくこの商工会本来の趣旨に沿わないような人選は、極力絶対に、これは排撃すべきものであると考えます。まだ何分にも、早の際でござりますから、十分にすべの点がうまくいっているとは私は考ませんし、また考えることも無理な場合も、私ははあると思うのであります。しかしあまりにその趣旨の、出発早の際に、この商工会の門出を��がすうな人事がありますれば、これはもう断固として対処しなければならない、思います。

○近藤信一君 商工会連合会が、商工会の指導連絡に当たるように、日本本商会議所は、商工会議所の連絡指導の当たるわけであります。ところが、へ議所の場合には、都道府県連合会の、うなものが法制化されていないのです。しかし現実には、都道府県連合会の、会議所の連合会のようなものは、

わく思恵の決まりにまことに私共の思はれは、今日どのようになつてゐるのか、この点をお伺いします。

○政府委員(小山雄二君) 会議所の運合會は法制化されておりません。たゞ、実事上、そういう連合會を作つて、そこにはございますが、その実態は、何といひますか、特別に事務的な組合を持たずに、その地元の会議所が世としているというようなことであります。そして、いかにも、懇親的な集まりのものが多いと、ますか、会議所は、数も少のうございますので、商工会のよう府県の联合会を法制化して、府県単位に締めくるということは、ますます必要がいとります。

ただ、小規模事業者対策と似たような仕事をやります関係上、商工会の联合会、中小企業団体中央会と商工会所との連絡は、都道府県単位に緊密やられて参りたいと考えております。

○近藤信一君 商工会議所の連合會いうようなものは、今日幾つぐらいさいますか。

○政府委員(小山雄二君) 四十一府で、会議所連合會という名前のもので、できております。そのうち十四は法人、あとは任意団体でござります。

○近藤信一君 都道府県で、連合會のようものが、十四ですかございまして、そうしてこれが日本商工会議所いう一つの連合体みたいなものにな

いに道の思情、連絡する所の関係は、どうなるのですか。
○政府委員(小山雄二君) 現在商工会議所が四百四十五ございますので、これが所と、地方の各都市における商工会議所です。都道府県の商工会議所連合会というものは、構成的にも、あるいは経費その他の分担の関係でも、日本商工会議所とは全然連絡はございません。
○近藤信一君 会議所の連合会が現実に行なっていることは、商工会の連合会とはほぼ同様のことであるとするならば、二つの連合会が、それぞれ別個に小規模事業対策というものをやっていることになります。この二つの連合会を見ると、一方は自発的にやっておりまして、補助金もございません。他方は法制化されておりますので補助金があります。そういうことになると思うがいかがですか。
○政府委員(小山雄二君) 第一線の小規模の事業者に対する指導の仕事といふものは、都市部では商工会議所、その他のことでは商工会にやつてもらいうわけでござります。
ただ商工会の方は、あるいは未組織のところに商工会を作る指導をやつたり、また商工会がそういう仕事を、単位の商工会がやるためにいろいろな指導をやるために、効果的な指導連絡等をやるということが、商工会の数も多うございまして、また一々の商工会が、それだけ何といいますか、一つ一つでは力が弱いというような関係がありまして、連合体を法制化して、これにある程度補助をして、そこに置きます人は、運営指導員といって、商工会

を指導する人を置く、こういう関係になつております。商工会議所の方は別系統でござりますけれども、一つ一つが割に組織も大きいし、財政的な基礎も比較的確実だというようなことで、これは日本商工会議所を通じて、あるいは都道府県等から直接いろいろ事業対策をやつてもらう意味の指導は、連絡をすれば、都道府県単位で見ますと、数も少のうございますから、そういう指導——商工会議所が小規模事業対策をやってもらおう意味の指導は、連合会がまとまらなくともできるのでないだろか、こういう考え方で進んでいるわけでございます。

○近藤信一君 私は、そこが問題だと思うのです。会議所の場合は、今までのいわれましたように、資金面が比較的潤沢である、だからそれでよいのだ、だが商工会の方は、今発足の半ばにあり、金もないのだから、商工会議所の方には補助金は不要ない、商工会の方には、補助金を出す、そのかわりに、小規模事業対策という点になりますと、商工会はみずから問題であり、熱の入れ方が違ってくると思うのです。商工会議所の方は、今あなたのいわれましたように、資金面で政府は何も見ないから、そんなに小規模対策だけに力を入れなくていいだろかといふのは、今日の状態でなかろうかと私は思うのであります。それがいろいろと、先ほど来権委員も指摘されておりますよう、商工会議所の小規模対策というものが、なかなかうまくいくていないと、いう点でもあろうかと私は思うのです。

商工会の組織ができない、どうして
も、これは商工会議所に頼らなければ
ならぬ、その頼る商工会議所が熱の入
れ方がない、こうのことになってしま
れば、ただ不幸な目に会うのは中小企
業事業者であると私は思うのです。私
は、そういう点が非常に心配になるの
ですが、この点についてのお考えはい

と。「こうなっているわけですね、この種の法律に、そういうことが書いてあるものがあつたら教えてもらいたい。○政府委員(小山雄二君) これは、中小企業等協同組合法というのがあります。して、それに基づく組合が、都道府県別に集まつた都道府県の中央会、それがまた全国に集まつた全国の中央会といふのがあります。それにも、こういう

○阿米根登君 国会に対し具申する所
ことがでける。それでは具申と陳情と
請願と、どういうふうにお考えになつ
ておりますか。

これはこういう法律でなくて、こち
は日本国民全部に、これは許されてお
る日本国民の全部の権利であると私は
思うのですよ。だからその権利を明記
しなければならないとするならば、ほ

のは、請願法に基づく正式な手続であります。具申と陳情が、まあやや似ているのですが、陳情というのは、どちらかというと事情を述べて頼むというか、具申というのは意見を述べて、それを考えてもらうといいますか、広いといいますか、少し意見としての――そういう団体には、そういう仕事が、その団体としては特に重要なだと、

商工会の組織ができない、どうして
も、これは商工会議所に頼らなければ
ならぬ、その頼る商工会議所が熱の入
れ方がない、こうしたことになってしま
れば、ただ不幸な目に会うのは中小企
業事業者であると私は思うのです。私
は、そういう点が非常に心配になるの
ですが、この点についてのお考えはい
かがなものですか。

○政府委員(小山雄二君) 単位の商工
会議所には、商工会と同じような改善
普及員の仕事、人件費を中心とした補
助をやっております。これで小規模事
業対策をやってもらおわけであります。
商工会議所の県単位の連合会は、
実は任意のものも、それほどはつきり
した組織ではないわけで、人的な組織
等も持つておらないものが大部分であ
りまして、数も非常に少ないわけであ
りますから、その個々の商工会議所に
対して、県でまとまつた、連合会が何
かをしてやる、特にいろいろ世話を
指導してやる、それに補助金が必要か
という点につきましては、私どもは必
ずしもする必要はないだろう、こう考
えているわけであります。

直接の小規模事業対策には、両者同
じように補助をいたしまして、同じよ
うに努力してもらう、こういう考え方
をとっておるわけであります。

○阿具根登君 いつも関連で質問しま
すが、商工会議所と商工会が非常に似
たものであつて、そして商工会議所の
ないところに商工会を作る、こういう
ことで、これに私は非常に疑問を持
つておるのであるが、この法案の中に、事
業の中に、この商工会が、「国会」行
政府等に具申し、若しくは建議するこ

と。「こうなっているわけですね、この種の法律に、そういうことが書いてあるものがあつたら教えてもらいたい。○政府委員(小山雄二君) これは、中小企業等協同組合法というのがあります。して、それに基づく組合が、都道府県別に集まつた都道府県の中央会、それがまた全国に集まつた全国の中央会といふのがあります。それにも、こういう

○阿米根登君 国会に対し具申する所
ことがでける。それでは具申と陳情と
請願と、どういうふうにお考えになつ
ておりますか。

これはこういう法律でなくて、こち
は日本国民全部に、これは許されてお
る日本国民の全部の権利であると私は
思うのですよ。だからその権利を明記
しなければならないとするならば、ほ

のは、請願法に基づく正式な手続であります。具申と陳情が、まあやや似ているのですが、陳情というのは、どちらかというと事情を述べて頼むというか、具申というのは意見を述べて、それを考えてもらうといいますか、広いといいますか、少し意見としての――そういう団体には、そういう仕事が、その団体としては特に重要なだと、

種の法律に、そういうことが書いてあるもののがあつたら教えてもらいたい。
○政府委員(小山雄二君) これは、中企業等協同組合法というのがあります。そして、それに基づく組合が、都道府県別に集まつた都道府県の中央会、それが集まつて日本商工会議所、それにも、こういう規定があります。
○阿具根登君 商工会議所に、そういうのがありますか、商工会議所が、国会に具申はあるいは建議するというのがありますか、私は法律を見て聞いていてあります。ですが、事業の中にはないでしょ
う。
○政府委員(小山雄二君) 商工会議所の九条第一号、「商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議する」……。
○阿具根登君 ああ、ある、ある。そうすると、これがないところは、国会に具申することはできない、行政庁に具申することはできないということになりますか。
○政府委員(小山雄二君) 具申するこ
とはできないことはないと思います。大体、こういう団体の事業の書き方は、事業の全部または一部を行なうものとするということで、おもな事業を書いてある、そのどれも、全部やる場合もあるし、一部でもいい場合もあるわけですが、大体、こういう団体の仕事を通でございますが、書かないからと、いつて、具申できないことはないと思
います。

○阿米根登君 国会に対し具申する所
ことがでける。それでは具申と陳情と
請願と、どういうふうにお考えになつ
ておりますか。

これはこういう法律でなくて、こち
は日本国民全部に、これは許されてお
る日本国民の全部の権利であると私は
思うのですよ。だからその権利を明記
しなければならないとするならば、ほ

のは、請願法に基づく正式な手続であります。具申と陳情が、まあやや似ているのですが、陳情というのは、どちらかというと事情を述べて頼むというか、具申というのは意見を述べて、それを考えてもらうといいますか、広いといいますか、少し意見としての――そういう団体には、そういう仕事が、その団体としては特に重要なだと、

○阿根登君　国会に対しても具申するが、これがどうなつておられますか。
請願と、どういうふうにお考えになつておられますか。
これはこういう法律でなくて、これが日本国民全部に、これは許されねばならないとする日本国民の全部の権利であると私は思つておる。だからその権利を明確にしなければならないとするならば、ほかの人は、その権利はないとなつたまなければならぬ、それはならないのかな。
○政府委員(小山雄二君)　書いてないからといって、そういうことができないといつては、そういうことはないと思いますが、こういう団体の、要するに法人格を認め、団体の構成法を作るわけですから、その団体の仕事としては、こういう仕事もちらりと書いてあるぞという意味で書くのだろうと思つます。
○阿根登君　それじゃ陳情あるいは請願、具申、どういうふうに違うかについて御説明願いたいと思うのです。
○政府委員(小山雄二君)　請願といふのは、請願法に基づく正規の請願ではないかと思ひます。陳情は普通の、そういう形をとらずに事情を述べてお願いする、こういうことだと思います。おそらく具申としたしました意味は、こういう団体として、独立の団体法を作ることによる……。ちょっとはつきりした三つの区別は、法制局の意見も聞かなければいかぬかと思ひますが、具申といふのは、ちょっと普通の陳情よりは、何といいますか重みがあるといつますか、広いといいますか、そういう感覚……。

のは、請願法に基づく正式な手続であります。具申と陳情が、まあやや似ているのですが、陳情というのは、どちらかというと事情を述べて頼むというか、具申というのは意見を述べて、それを考えてもらうといいますか、広いといいますか、少し意見としての――そういう団体には、そういう仕事が、その団体としては特に重要なだと、

のは、請願法に基づく正式な手続であります。具申と陳情が、まあやや似ているのですが、陳情というのは、どちらかというと事情を述べて頼むという、そういう意味で陳情と多少違うのじやないか、こういう感じを持っておりと云ふ。区別を置いてつければ、そういうことになると思います。

○阿具根登君 そうすると、われわれは請願とか陳情とかいうものは、いつも受け付けておりますが、具申といふものを、私はまだ見たことがないが、どういうものですか。

○政府委員(小山雄二君) いろいろな経済問題その他地方の商工業に関する状況について意見書とかあるいは具申という言葉を使って書いて、書面にするときには書いてあるのもございます。

○阿具根登君 それは、そういうような解説はできるかもしれないけれども、個人でも、あるいはその他の労働組合にしたところで、商工組合にしたところで、あらゆるところから陳情、請願は受けるわけなんです。こううものは限って、どうして具申という言葉を使わなければいかぬかというのです。現在具申という言葉があるのかどうか。

○政府委員(小山雄二君) この法律がある一番古いのか、ちょっとわかりません。似たような何では、商工会議所あるいは中小企業等協同組合法等の実例をそのままここへ採用したわけでもあります。具申という意味は、先ほ

申しましたような意味ではあるまいが、陳情と違うのは、そういう意味であります。

○阿久根登君 それで建議は。

○政府委員(小山雄二君) 建議も、大休意味は同じ意味だと思いますが、ただこの条文は、実は単位商工会のときには入っていなかったわけです。商工会の数が大へん多いわけですから、商工会を法制化し、その仕事としては、こういう仕事があるぞという意味で書くには、まあ連合会ぐらい書けばいいのじゃないかというのでやつておいたのです、実は原案を衆議院で修正されまして、入れられたわけであります。そのときの用例は、ほかの例を見まして、それを入れたと、こういうことでござります。

○阿久根登君 これは極端なことを聞きますと、国会に具申することができるということになっておりますが、国会で具申、建議——具申されたり建議されたりした場合は、国会は一体どうするか。請願法によって請願をする、これは今日までやられているわけなんです。そのほかに建議とか具申とか出てきた場合、一体国会は、どういうふうにそれを扱うのか、請願とまるつきり違うのか、陳情とまるつきり違うのか、私はどうも、その点よくわからぬのです。おそらく国会に具申されるとか建議されるというならば、私どもがそれをやはり見なければならないと思うのです。

そこでこれは特殊な意味をつもって、そこをやるのではなくならないと取扱わなければいかぬということになつてくれれば、また、審議について異論があるわけです。われわれ一体、こ

れはどういうことだか、よく私には理解できない。

特別に法律制度のあるものと比べますと、具申もしくは建議といふことには、それに対応する措置——法律制度がないわけでございますから、そういう点では、陳情と同じということで、今までやつてきているのではないかと思うのです。これはなお法制局なりに、実は私も聞いてみまして……。

○近藤信一君 私は大臣から一言お聞かせますと、先ほど来質問しておりますように、商工会議所の中小企業事業対策というものは、ほんとうに熱を入れてやつておるというふうには私ども受け取れないわけなんです。

そこで、この商工会の組織についてもいろいろと、商工会議所があるにもかかわらず、また商工会議所のないところに、こういう組織を考えていかななければならぬということになつておるわけなんです。そこで、実際に商工会議所が、将来中小事業対策に本腰を入れてやるには、大臣十分な配慮をして、そういう点については、商工会議所が、一体今日の小

会のできた動機等については、私もあまりよく詳しく研究したわけではございませんけれども、とにかく商工会議所の制度、構成の現状から見て、区域外の商工業者、ことに零細業者、それらの地域的な組織というものがない。

同じ業界で組合を作るとかいうことは、それは許されますから、それをとく地方に商工会議所等からも、いろいろな要請を受けて出かけることもあります。そのときの用例は、ほかの例を見まして地方に行かれまして、いろいろと要請を受けられるわけなんです。そこで大臣が、一番中小企業関係について、よく御存じのことだと思いますが、やはり私は中小企業事業関係については、先ほど来質問しておりますように、商工会議所の中企事業対策というものは、ほんとうに熱を入れてやつておるというふうには私ども受け取れないわけなんです。

そこで、この商工会の組織についてもいろいろと、商工会議所があるにもかかわらず、また商工会議所のないところに、こういう組織を考えていかななければならぬということになつておるわけなんです。そこで、実際に商工会議所が、将来中小事業対策に本腰を入れてやるには、大臣十分な配慮をして、そういう点については、商工会議所が、一体今日の小

いうものに対して、何らの施策もやつておらぬという、そういう前提ではないと思うのです。もし商工会議所といふものは、それとは関係のないものであります。

○國務大臣(椎名悦三郎君) この商工会議所の制度、構成の現状から見て、区域外の商工业者、ことに零細業者、それらの地域的な組織といふものがない。別に考えなければならなかつたはずでありますけれども、商工会議所は、ピンからキリまでと申しますか、すべて商工業者、特に中小企业関係からも、いわゆる地元の商工业者、ことに零細業者、それらの地域的な組織といふものがない。

同じ業界で組合を作るとかいうことは、それは許されますから、それをとく地方に商工会議所等からも、いろいろな要請を受けて出かけることもあります。そのときの用例は、ほかの例を見まして地方に行かれまして、いろいろと要請を受けられるわけなんです。そこで大臣が、一番中小企業関係について、よく御存じのことだと思いますが、やはり私は中小企業事業関係については、先ほど来質問しておりますように、商工会議所の中企事業対策というものは、ほんとうに熱を入れてやつておるというふうには私ども受け取れないわけなんです。

そこで、この商工会の組織についてもいろいろと、商工会議所があるにもかかわらず、また商工会議所のないところに、こういう組織を考えていかななければならぬということになつておるわけなんです。そこで、実際に商工会議所が、将来中小事業対策に本腰を入れてやるには、大臣十分な配慮をして、そういう点については、商工会議所が、一体今日の小

いうものに対する、何らの施策もやつておらぬという、そういう前提ではないと思うのです。もし商工会議所といふものは、それとは関係のないものであります。

○近藤信一君 最後に、私は御要望申しあげまして、私の質問を終わるわけではありませんが、本法が成立いたしますれば、商工会連合会といふものがでべき、さらに十何カ所におきまして商工会議所によつては、いろいろやり方がありますが、まだとりこぼしあります。でありますから、そしありでやらせたいと、そういう方面に頑張る力でやらせたいと、そういうのが、そもそも立法の趣旨だと私は考えております。

ところが、そういう同じような目的を持って、商工会議所というのがすでに都会地においては組織されておるわけあります。でありますから、そしありでやらせたいと、そういう方面に頑張る力でやらせたいと、そういうのが、そもそも立法の趣旨だと私は考えております。

ところが、そういう同じような目的を持つて、商工会議所というのがすでに都会地においては組織されておるわけあります。でありますから、そしありでやらせたいと、そういう方面に頑張る力でやらせたいと、そういうのが、そもそも立法の趣旨だと私は考えております。

次第でございます。

○近藤信一君 最後に、私は御要望申しあげまして、私の質問を終わるわけではありませんが、本法が成立いたしますれば、商工会連合会といふものがでべき、さらに十何カ所におきまして商工会議所によつては、いろいろやり方がありますが、まだとりこぼしあります。でありますから、そしありでやらせたいと、そういう方面に頑張る力でやらせたいと、そういうのが、そもそも立法の趣旨だと私は考えております。

そこで、この商工会の組織についてもいろいろと、商工会議所があるにもかかわらず、また商工会議所のないところに、こういう組織を考えていかななければならぬということになつておるわけなんです。そこで、実際に商工会議所が、将来中小事業対策に本腰を入れてやるには、大臣十分な配慮をして、そういう点については、商工会議所が、一体今日の小

いうものに対する、何らの施策もやつておらぬという、そういう前提ではないと思うのです。もし商工会議所といふものは、それとは関係のないものであります。

○近藤信一君 最後に、私は御要望申しあげまして、私の質問を終わるわけではありませんが、本法が成立いたしますれば、商工会連合会といふものがでべき、さらに十何カ所におきまして商工会議所によつては、いろいろやり方がありますが、まだとりこぼしあります。でありますから、そしありでやらせたいと、そういう方面に頑張る力でやらせたいと、そういうのが、そもそも立法の趣旨だと私は考えております。

ところが、そういう同じような目的を持つて、商工会議所というのがすでに都会地においては組織されておるわけあります。でありますから、そしありでやらせたいと、そういう方面に頑張る力でやらせたいと、そういうのが、そもそも立法の趣旨だと私は考えております。

次第でございます。

○近藤信一君 最後に、私は御要望申しあげまして、私の質問を終わるわけではありませんが、本法が成立いたしますれば、商工会連合会といふものがでべき、さらに十何カ所におきまして商工会議所によつては、いろいろやり方がありますが、まだとりこぼしあります。でありますから、そしありでやらせたいと、そういう方面に頑張る力でやらせたいと、そういうのが、そもそも立法の趣旨だと私は考えております。

そこで、この商工会の組織についてもいろいろと、商工会議所があるにもかかわらず、また商工会議所のないところに、こういう組織を考えていかななければならぬということになつておるわけなんです。そこで、実際に商工会議所が、将来中小事業対策に本腰を入れてやるには、大臣十分な配慮をして、そういう点については、商工会議所が、一体今日の小

であると私は思う。そういう点を十分お考えになって、政府はいろいろと対策について間違いのない指導をしていっていただきたい。それでなければ、私は本法改正の、連合会組織の点の意義がなくなってくると思うのであるが、そういう点、政府は十分に気をつけて指導対策に当たっていただきたいということを御要望申し上げまして、私の質問を終わります。

○委員長(飼木亨弘君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。——別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

本案に、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(飼木亨弘君) 全会一致と認めます。

よつて本案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

本日は、これにて散会いたします。

午後六時一分散会

昭和三十六年六月十二日印刷

昭和三十六年六月十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局